

**中島村地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)**

令和8年3月

福島県中島村

はじめに

このたび、2035年度までの中島村の区域施策にかかる温暖化対策について定めた「中島村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、中島村においても、農作物の発育阻害や学校でのプールの中止など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から50%削減することを目指すこと。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ65%、79%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、福島県においても、「福島県地球温暖化対策推進計画」（令和3年12月、福島県）が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

このような状況を踏まえ、中島村においても、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策の強化など、地域一体で脱炭素化の取組を推進してまいります。

ゼロカーボン社会の実現を見据え、村民および事業者の皆様のご理解とご協力を賜りながら、職員一同、計画の着実な実行に努めてまいります。

令和8年（2026年）3月

中島村

<< 目次 >>

1.計画策定の背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
(4) 地球温暖化対策をめぐる福島県内の動向	5
2.中島村の地域特性	9
(1) 自然的特性	9
(2) 社会的特性	10
(3) 経済的状況	12
3.計画の基本的事項	16
(1) 計画の目的	16
(2) 対象とする範囲	16
(3) 対象とする温室効果ガス及び部門・分野	16
(4) 基準年度、目標年度	16
(5) 計画の期間	17
4.中島村のエネルギー需要量及びCO ₂ 排出量の現状	18
(1) エネルギー需要量の現状	18
(2) CO ₂ 排出量の現状	22
5.中島村のエネルギー需要量及びCO ₂ 排出量の将来予測	23
(1) 将来予測方法	23
(2) 将来予測結果	24
6.中島村内の再生可能エネルギー	26
(1) 再生可能エネルギーの導入状況	26
(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	27
7.中島村の地球温暖化対策に向けた課題の分析	30
(1) CO ₂ 排出量の課題	30
(2) 再生可能エネルギーの課題	31
8.中島村の森林吸収量	32
9.計画の目標	33
(1) 区域の目指す将来像	33
(2) 温室効果ガスの削減目標	34
10.目標達成に向けた対策・施策	35
(1) 計画の基本方針	35
(2) 村の施策・事業	37
(3) 村民・事業者の取組	42
11.計画の推進体制及び進捗管理	45
(1) 計画の推進体制	45
(2) 計画の進捗管理	46
参考資料（用語解説）	47

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

中島村近辺の気象観測所（白河特別地域気象観測所）における1940年（昭和15年）～2024年（令和6年）間の年平均気温は、図1-2に示すとおり、平均気温は長期的に上昇傾向を示しており、地球温暖化の影響が我々の生活により身近なものとなりつつあることが確認できます。また、中島村では農業・林業に従事する人口が村内就業人口の約18%を占めており（令和2年国勢調査結果に基づく算出）、今後、地球温暖化の進行に伴う猛暑や豪雨の頻発によって、農作物への被害発生が懸念されます。

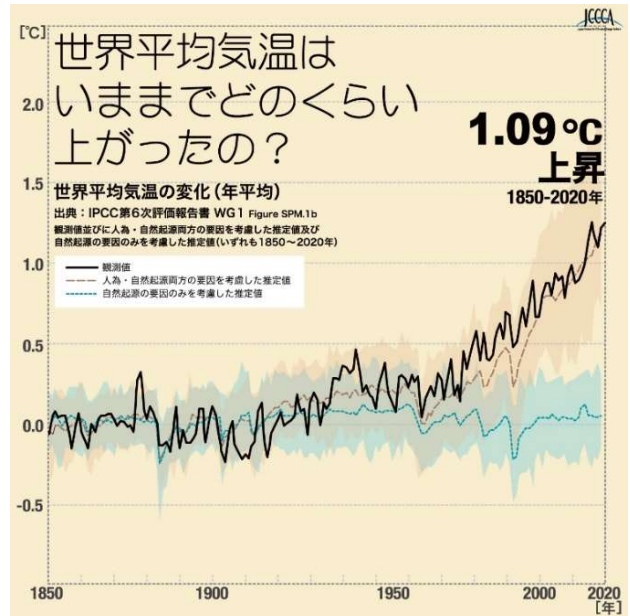


図 1-1 世界の年平均気温の変化(1850～2020年)
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

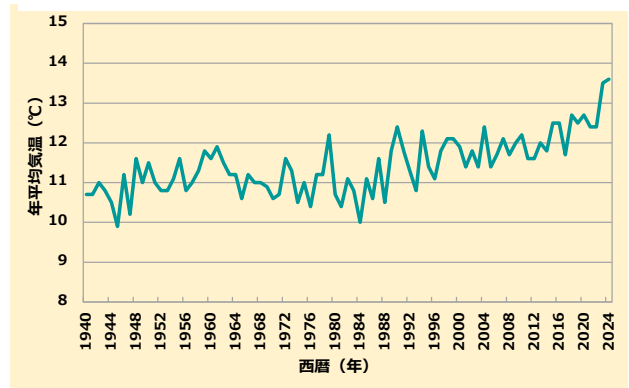


図 1-2 中島村近辺の年平均気温の変化
(1940～2024年)

出典：気象庁ウェブサイト
(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。その後、2021年（令和3年）10～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、世界のCO₂の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。2024年（令和6年）11月のCOP29では、国際的な炭素クレジット取引を通じてCO₂の削減・除去対策を実施するパリ協定第6条の詳細ルールが決定しました。

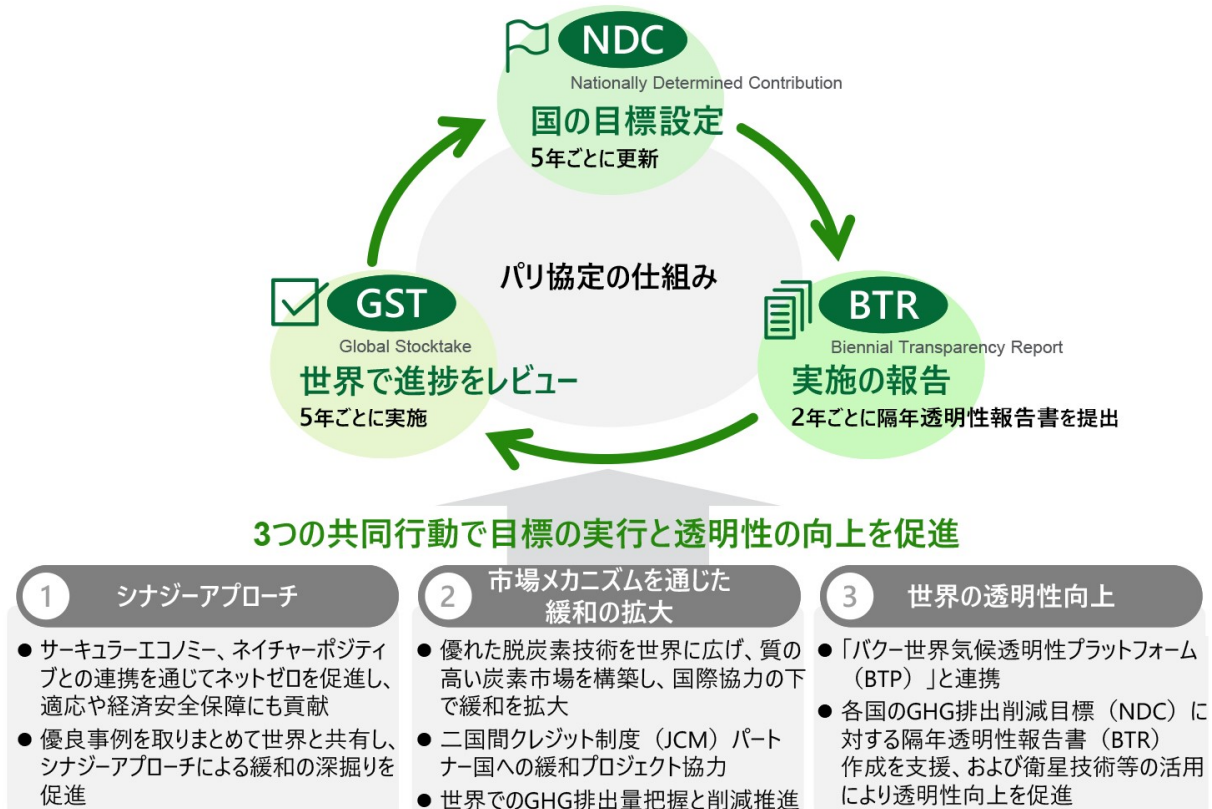


図 1-3 NDC 実施と透明性向上に向けた共同行動

出典：脱炭素ポータルウェブサイト

(https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20241216-topic-66-2.html)

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成25年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年（令和7年）2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。また、同時期に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」についても閣議決定がなされており、2035年度に65%削減、2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）という新たな目標が掲げられている。

表 1-1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

1 2013 年度実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録 (インベントリ) (2022 年度) に従い、地球温暖化対策計画 (令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。

7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画 (令和 7 年 2 月 18 日閣議決定) 第 3 章第 2 節 3. (1) に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省 (2025) 「地球温暖化対策計画」関連資料 1

(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>)

(4) 地球温暖化対策をめぐる福島県内の動向

1) 福島県地球温暖化対策推進計画(2023年(令和5年)3月改定)

福島県では、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「福島県地球温暖化対策推進計画」を2021年(令和3年)12月に改定しました。その後、2023年(令和5年)3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に係る基準」を別冊として位置付ける等の改定を行いました。

① 計画期間

2022年度(令和4年度)から2030年度(令和12年)までの9か年

② 基本目標

県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県2050年カーボンニュートラルの実現

③ 基本姿勢

温室効果ガスの排出抑制(緩和策)と避けられない気候変動への適応(適応策)を地球温暖化対策の両輪として推進

(1) 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底(緩和策)

(2) 再生可能エネルギー等の最大限の活用(緩和策)

(3) 二酸化炭素の吸収源対策の推進(緩和策)

(4) 気候変動への適応の推進(適応策)

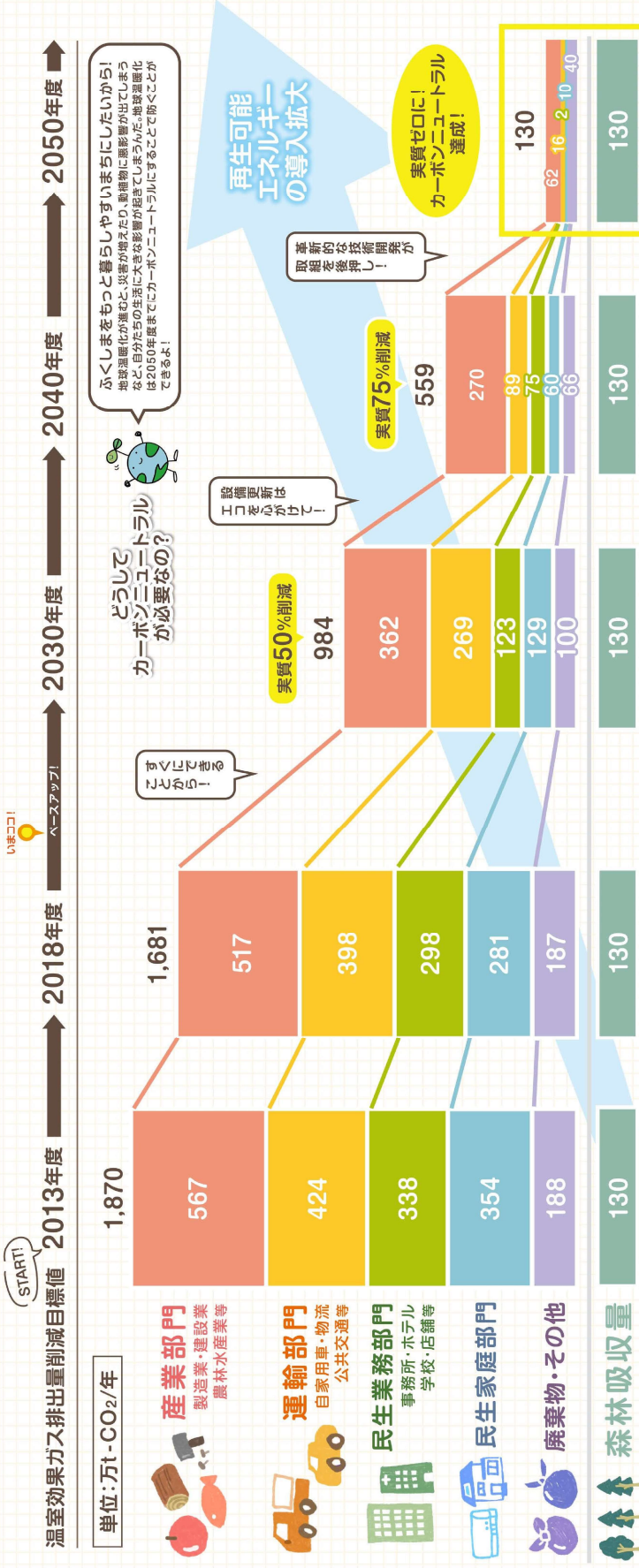
④ 温室効果ガス排出削減目標(基準年度:2013年度(平成25年度))

2050年度実質ゼロ(カーボンニュートラル)に向けて、2030年度(令和12年)マイナス50%及び2040年度(令和22年)マイナス75%を目標に設定

2) 福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ(2022年(令和4年)5月)

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量から森林による吸収量を差引いて実質ゼロにすることを意味します。ロードマップは2050年度のカーボンニュートラルを実現するために、誰がどのような対策をどのように実施する必要があるのかについて、将来予測モデルを利用して定量的に検討し、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策をわかりやすく示したものです。

福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ



森林の光合成により吸収される大気中の二酸化炭素です。森林吸収量は現状維持を目標としています。

合計の数値は各項目の数値を四捨五入したもののため、一致しない場合があります。

START! いまココ! 2013年度 2018年度 2030年度 2040年度 2050年度

温室効果ガス排出量削減目標値

カーボンニュートラルが重要な? どうして?

設備更新は工口を心がけて!

最新の技術開発を取組む後押し!

ふくしまをもちと暮らしやすいまちにしたいから! 地球温暖化が進むと、災害が増えたり、動植物に影響が出てしまったり、自分たちの生活に大きな影響が出てしまったりする。地球温暖化は2050年度までにカーボンニュートラルにすることで防ぐことができるよ!

福島の暮らしや仕事を支えるみんなで実践します!

産業部門

省エネルギーの設備を導入しよう! 化石燃料からの燃料転換も!

- 照明のLED化
- 省エネ機器の導入

2030年までに... モーターの比率を **75%**に

運輸部門

電動バイク、次世代自動車(FCV)の導入も!

- 自家用車、貨物車へ次世代自動車を導入

2030年までに... 次世代自動車の普及率を **45%**に 自家用車において

民生業務部門

省エネルギーの設備を導入!

- ヒートポンプの導入
- 照明のLED化

2030年までに... 照明のLED普及率を **40%**に

民生家庭部門

省エネ家電の普及

- 戸建住宅のZEH化

2030年までに... ZEH(ネット・ゼロエネルギーハウス)の普及率を **4%**に

廃棄物部門

食品廃棄物・プラスチックごみなどの排出抑制

- 食品廃棄物・プラスチックごみなどの排出抑制

2030年までに... 1人1日あたり **全国平均値以下**に 食品廃棄物の排出量 (目標参考値860g)

その他ガス

代替プロパンの回収率をアップ

- 代替プロパンの回収率をアップ

2030年までに... 代替プロパンの回収率を **75%**に

図 1-4 福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップの概要
 出典：福島県「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップのパンフレットについて」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/carbon-neutral-roadmap-panhu.html>

3) 福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例

(2024年(令和6年)10月8日公布)

福島県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県民や事業者等の理解と共感を得ながら、オール福島で一体となって気候変動対策に取り組むことができるよう、新たにカーボンニュートラルの推進等に関する条例を制定しました。

表 1-2 福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例の概要

福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例		令和6年10月8日 福島県条例第74号
趣旨	福島県2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県民や事業者等の理解と共感を得ながら、オール福島で一体となって気候変動対策に取り組むことができるよう、新たにカーボンニュートラルの推進等に関する条例を制定。	
目的 (第1条)	「基本理念」、「県、事業者、県民等の責務」、「必要な事項」を規定 ・総合的かつ計画的に取組を推進 ・県、事業者、県民等が相互に連携し、一体となって気候変動対策を推進 持続可能な社会を構築し、将来の県民に良好な環境を継承	
基本理念 (第3条)	・原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり ・オール福島でカーボンニュートラルの実現に向けた社会的機運を醸成 ・緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開し、地域課題の解決に貢献	
責務 (第4～7条)	・県の責務 総合的かつ計画的な気候変動対策の実施、各主体や地域との連携・協働等 ・事業者、県民、観光等による一時滞在者 自主的かつ積極的な取組の実施、県等が実施する気候変動対策への協力	
緩和策(温室効果ガス排出量を減らす取組)		
■事業活動(第11～15条) ・排出量の把握、削減 ・働き方の転換 ・カーボン・オフセットの推進 など ■交通、自動車使用(第16～21条) ・公共交通機関等の利用 ・物流の効率化 ・電動車等の購入、充電設備等の設置 など ■建築物(第22～23条) ・エネルギー使用の合理化、排出量の削減 ・再エネ等の利用 ・木造化、県産材利用 など ■日常生活(第24～29条) ・エネルギー使用量の把握、省エネ化 ・環境に配慮した物品、サービスの選択 ・生活様式の転換 ・エンカル消費の推進 など		
■再生可能エネルギー等の利用(第30～33条) ・再エネ等の地産地消 ・水素等の利用促進 ・設備等設置に当たっての自然環境保全 など ■ごみ、フロン類(第34～37条) ・廃棄物の発生抑制 ・資源の循環利用の促進 など ■森林整備等(第38～42条) ・森林整備の推進 ・県産材の利用 ・再造林の推進 ・藻場等の保全 など		
適応策(気候変動による影響に備える取組)		
■適応策の推進(第43～46条) ・基本的事項、重点的事項 ・気候変動適応センターの設置 ・適応策の取組の支援		7分野 ①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、 ④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、 ⑦国民生活・都市生活 ※太字は重点的事項
その他		
■気候変動対策推進計画等(第8～10条) ・計画策定 ・県庁率先(再エネ利用 など) ■理解の増進等(第47～53条)		■推進体制(第54～55条) ・推進体制の整備、関係者の連携協力 ■条例の見直し(第56条)
施行期日	・公布の日(令和6年10月8日)	

4) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に係る基準

(2023年(令和5年)3月)

県では、地域と調和した再生可能エネルギーの活用を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)¹を設定する際の県の基準を策定しました。

対象設備は、太陽光発電設備と風力発電設備とし、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」、「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」、「地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域」が定められています。

また、事業実施における共通考慮事項として、

- ・斜度30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。
- ・騒音の影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電設備を環境影響がなくなるよう

離隔及び植栽等を施すこと。

などが定められています。

地域脱炭素化促進事業が想定される箇所としては、建物の屋根(太陽光発電設備のみ)、地上への設置(未利用地等)、駐車場(太陽光発電設備のみ)が例示されています。

地域脱炭素化促進施設の整備と併せて取り組むべき内容としては、地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項(地域・近隣住民との合意形成の努力、災害時の非常用電源としての活用等)が例示されています。

¹ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域):再生可能エネルギー設備の設置に適した場所として選定した土地等のことで、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、国が定める環境保全に係る基準に従い、都道府県が定める環境配慮基準に基づき、市町村が設定する区域。促進区域内で実施される地域脱炭素化促進事業が特例(関係許可等手続のワンストップ化や、配慮書手続の省略等)の対象となる。

2. 中島村の地域特性

(1) 自然的特性

1) 位置・地勢

本村は、福島県中通りの南部に位置し、総面積 18.92 km²と福島県内で 2 番目に面積が小さい自治体です。標高はおおむね 260m から 300m の範囲に収まり、起伏の少ない比較的平坦な地形が広がっています。村の南部から北東部にかけては県内を代表する一級河川である阿武隈川が流れ、その周辺には水田が形成されており、古くから水田地帯として利用されてきました。土地利用の内訳をみると、村域の約 32%を水田、約 21%を畑地、約 17%を山林が占めており、農業と自然環境が調和した農村景観を形成しています。



図 2-1 中島村の位置と周辺状況
出典：(上) 福島県 HP (www.pref.fukushima.lg.jp)
(下) 中島村 HP (www.vill-nakajima.jp)

2) 気象・気候

2024 年（令和 6 年）の年平均気温は 13.6℃、年降水量は 1492mm と、温暖な地域であり、森林や農作物の育成環境としては好条件であるといえます。1940 年（昭和 15 年）から 2024 年（令和 6 年）の気象状況の推移をみると、年降水量には明らかな傾向はみられませんが、年平均気温は上昇傾向がみられます。

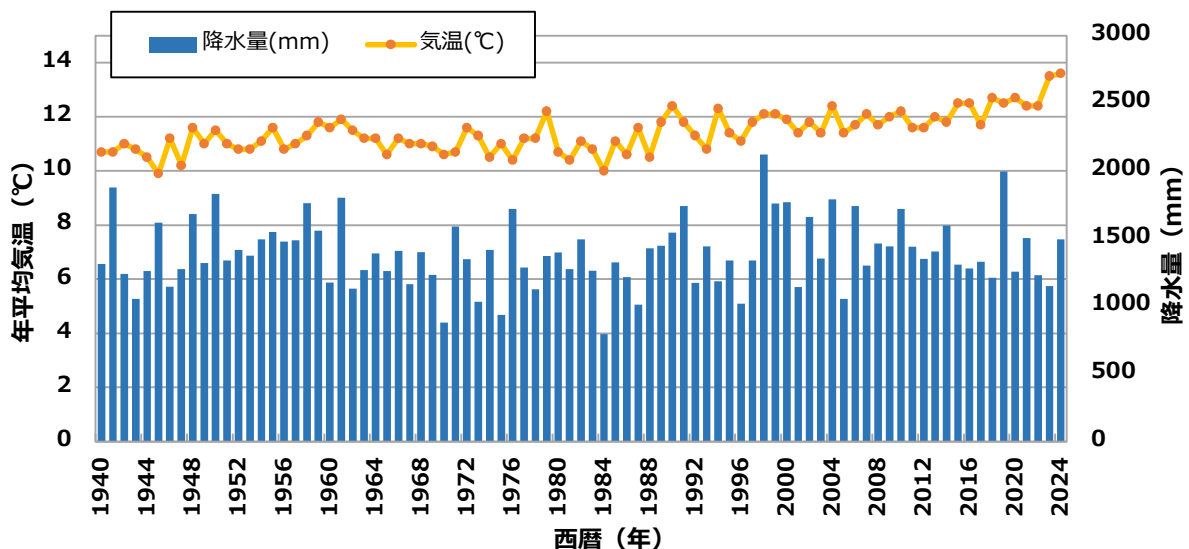


図 2-2 1940 年から 2024 年の気象状況の推移（気象庁白河地域気象観測所）
出典：気象庁ウェブサイト (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

(2) 社会的特性

1) 土地利用

本村の土地利用は、総面積 18.92 km²のうち 31.9%が田、21.0%が畑、16.7%が山林となっています。また、阿武隈川沿いに田園が分布し、村内を通る3つの県道（県道44号の棚倉矢吹線、県道137号の泉崎石川線、県道139号の母畑白河線）沿いに宅地が広がっています。

2013年（平成25年）～2023年（令和5年）の土地利用状況に、大きな変化はみられていません。

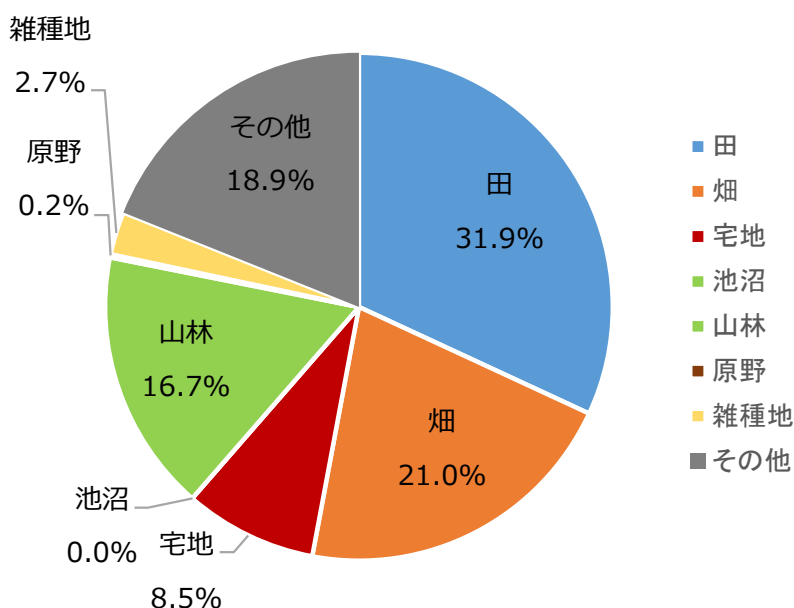


図 2-3 中島村の土地利用状況（統計年：2023年）
資料：第138回福島県統計年鑑2024

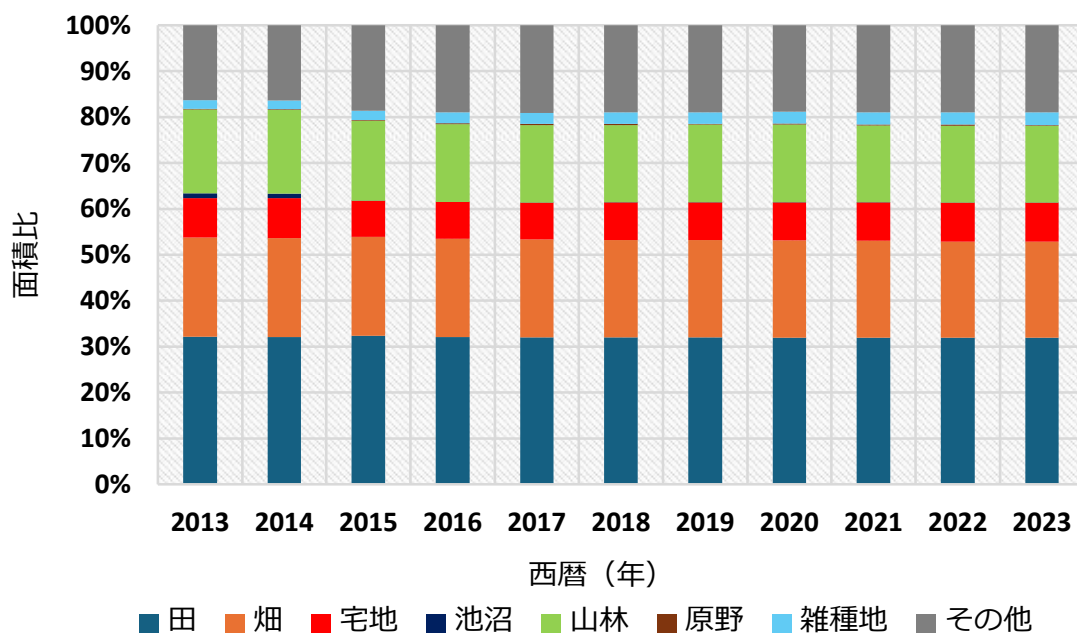


図 2-4 中島村の土地利用状況の推移
資料：福島県統計年鑑2014～2024

2) 人口・世帯数

本村の人口は、2000年（平成12年）までは増加傾向であったものの、以降は減少傾向で推移しており、2020年（令和2年）の国勢調査では、4,885人となっています。世帯数は、1980年（昭和55年）から増加傾向となっており、令和2（2020）年には1,520世帯となっています。

なお、2025年（令和6年）10月1日時点の推計人口は4,624人、世帯数は1,575世帯となっています（福島県現住人口調査）。

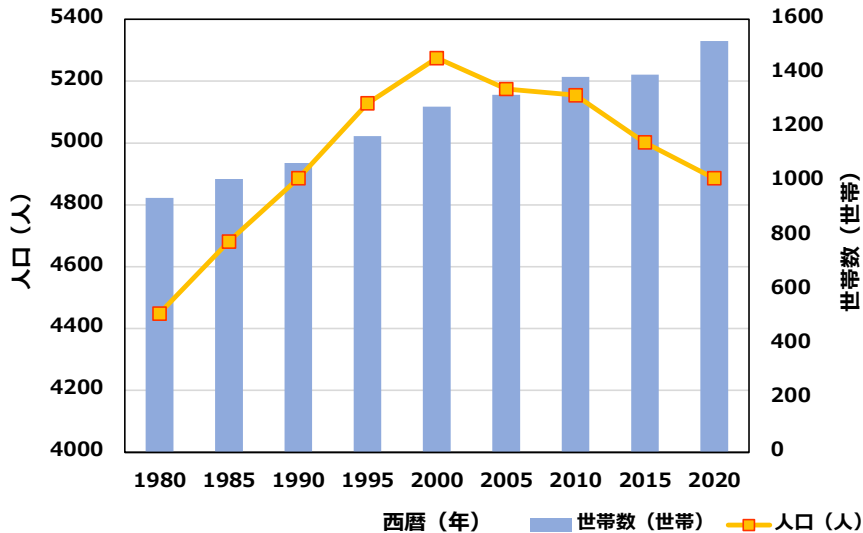


図 2-5 中島村の人口・世帯数の推移
資料：国勢調査

3) 地域交通

本村の自動車保有台数（2024年（令和6年））は、旅客自動車が3,661台、貨物自動車が1,306台、計4,967台となっています。2013年（平成25年）～2024年（令和6年）の旅客自動車及び貨物自動車台数は、ほぼ横ばいの傾向となっております。

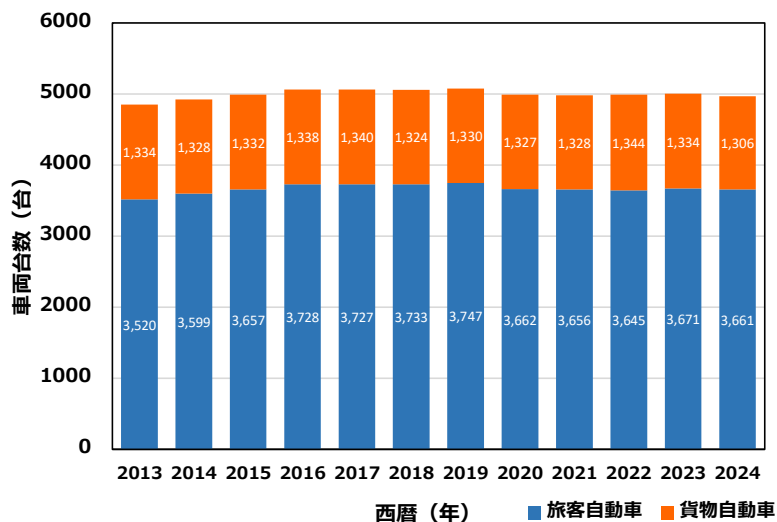


図 2-6 中島村の自動車数の推移
資料：福島県内市町村別自動車数調

(3) 経済的状況

1) 就業者数

2020年（令和2年）における本村の就業者数は、2,802人で、1980年（昭和55年）から約15%増加しました。

産業3部門別の構成比は、1980年（昭和55年）は第1次産業が最も高く、その後は第2次産業と第3次産業の割合が高くなってきました。特に第1次産業の就業者数の減少が著しく、2020年（令和2年）には1980年（昭和55年）の約半分の割合となっており、農業等に従事する人口が減少しています。

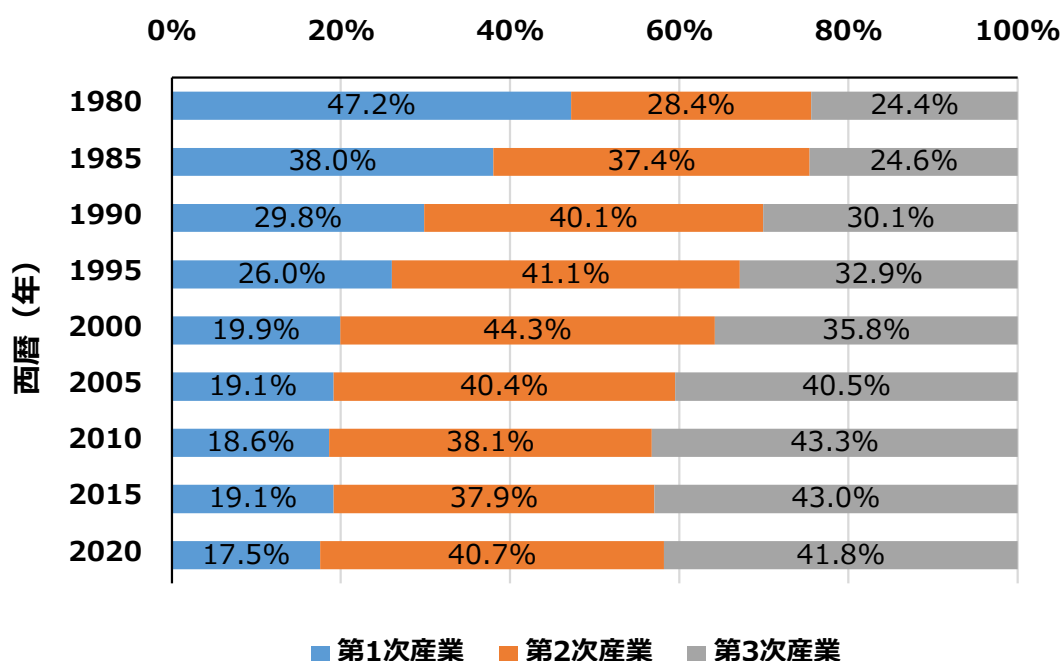


図 2-7 産業3部門別就業者数の推移
資料：国勢調査

2) 事業所数・従業者数

令和3年経済センサス活動調査によると、本村の事業所は181事業所、従業者数は2,037人となっています。産業別にみると、事業所数では、建設業と製造業が約2割程度を占めており、従業者数では、製造業が約5割程度を占め最も多くなっています。製造業については、従業者数985人のうち、電気機械器具製造業が327人で約3分の1を占めています。

表 2-1 事業所数及び従業者数（2021年（令和3年））

産業中分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	構成比 (%)	
			事業所数	従業者数
全産業	181	2,037	100.0	100.0
A 農業, 林業	10	78	5.5	3.8
B 漁業	-	-	-	-
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	35	170	19.3	8.3
E 製造業	35	985	19.3	48.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	0.6	0.1
G 情報通信業	1	6	0.6	0.3
H 運輸業, 郵便業	8	152	4.4	7.5
I 卸売業, 小売業	29	150	16.0	7.4
J 金融業, 保険業	1	5	0.6	0.2
K 不動産業, 物品賃貸業	1	1	0.6	0.0
L 学術研究, 専門・技術サービス業	2	6	1.1	0.3
M 宿泊業, 飲食サービス業	10	26	5.5	1.3
N 生活関連サービス業, 娯楽業	13	43	7.2	2.1
O 教育, 学習支援業	8	82	4.4	4.0
P 医療, 福祉	11	189	6.1	9.3
Q 複合サービス事業	2	23	1.1	1.1
R サービス業（他に分類されないもの）	9	47	5.0	2.3
S 公務（他に分類されるものを除く）	5	72	2.8	3.5

資料：令和3年経済センサス活動調査

3) 主な産業の現状

前述の就業人口からわかるように、本村の基幹産業は製造業となっております。2020年度における製造業の純付加価値額は約61億円に達しており、他の産業と比べても突出しています。このことから製造業が中島村の経済全体に及ぼす影響が大きいことが分かります。

表 2-2 産業別の純付加価値額 【単位：百万円】

産業分類	2011年度	2015年度	2020年度
農林漁業	189	164	70
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0
建設業	463	782	788
製造業	1,855	4,290	6,107
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0
情報通信業	0	0	－
運輸業、郵便業	298	160	476
卸売業、小売業	420	754	594
金融業、保険業	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	0	0	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－
宿泊業、飲食サービス業	58	143	67
生活関連サービス業、娯楽業	53	33	47
教育、学習支援業	－	11	10
医療、福祉	122	182	514
複合サービス事業	－	－	－
サービス業他に分類されないもの	75	118	69

資料：社会・人口統計体系

4) 廃棄物の状況

本村で家庭や事業所から発生したごみ（一般廃棄物）は、白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村、中島村の5市町村で構成される白河地方広域市町村圏整備組合（西白河地方リサイクルプラザ）で処理されています。

本村からの一般廃棄物の発生量をみると、2013年（平成25年）以降増加傾向にあり、2021年（令和3年）をピークに減少に転じています。2023年（令和5年）時点で、1人1日当たりのごみ排出量は、682g/人日となっており、こちらも2021年（令和3年）をピークに減少に転じています。

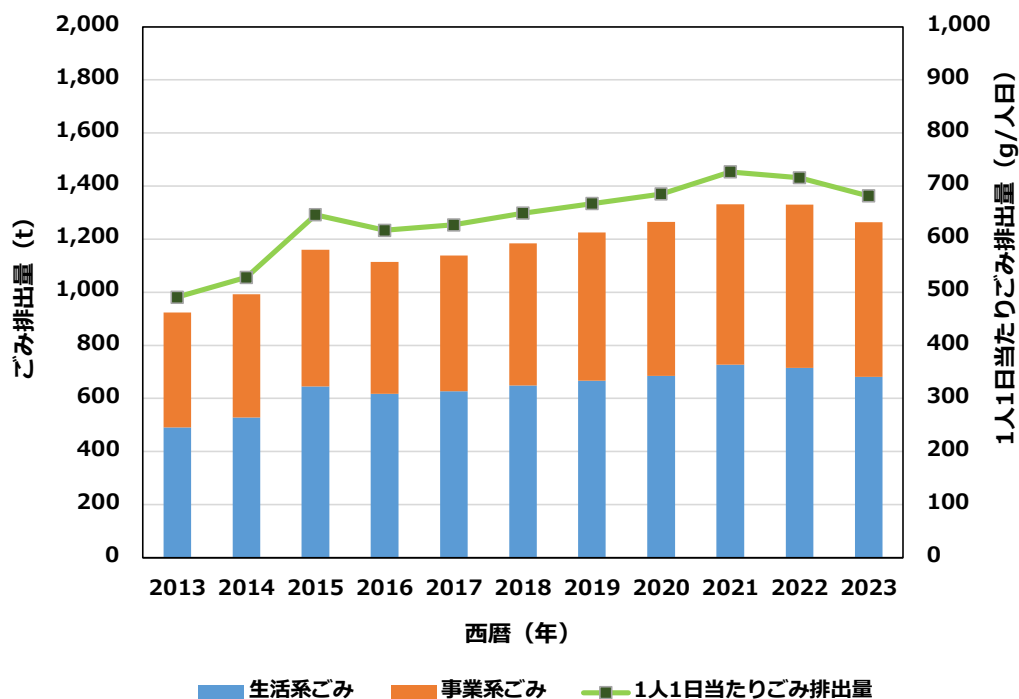


図 2-8 ごみ（一般廃棄物）排出量の推移

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

3. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

中島村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 3 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本村の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。

区域施策編では、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するための施策として、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進、森林吸収源の確保、循環型社会の推進、多様な人々が取り組む環境づくり等について策定するものです。

(2) 対象とする範囲

区域施策編の対象範囲は、中島村全域とします。

(3) 対象とする温室効果ガス及び部門・分野

対象とする温室効果ガスの種類は CO₂ とし、部門・分野は、表 3-1 に示すとおりとします。

表 3-1 対象とする室効果ガス及び部門・分野

温室効果ガスの種類	部門	分野
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業
		建設業・鉱業
		農林水産業
	業務その他部門	
	家庭部門	
	運輸部門	自動車（旅客）
		自動車（貨物）
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野	一般廃棄物

エネルギー起源 CO₂：石炭や石油などの化石燃料を燃焼して作られたエネルギーを、利用・消費することによって生じる CO₂

非エネルギー起源 CO₂：廃棄物の焼却等から発生する CO₂

(4) 基準年度、目標年度

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本計画の温室効果ガス排出量削減の基準年度を 2013 年（平成 25 年度）年度とし、目標年度を 2035 年（令和 17 年度）とします。また、短期的な目標年度を 2030 年（令和 12 年度）、長期的な目標年度を 2050 年度とします。

(5) 計画の期間

区域施策編が対象とする計画期間については、2035年（令和17年度）までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度である2025年度（令和7年度）の翌年2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）末までを計画期間とします。

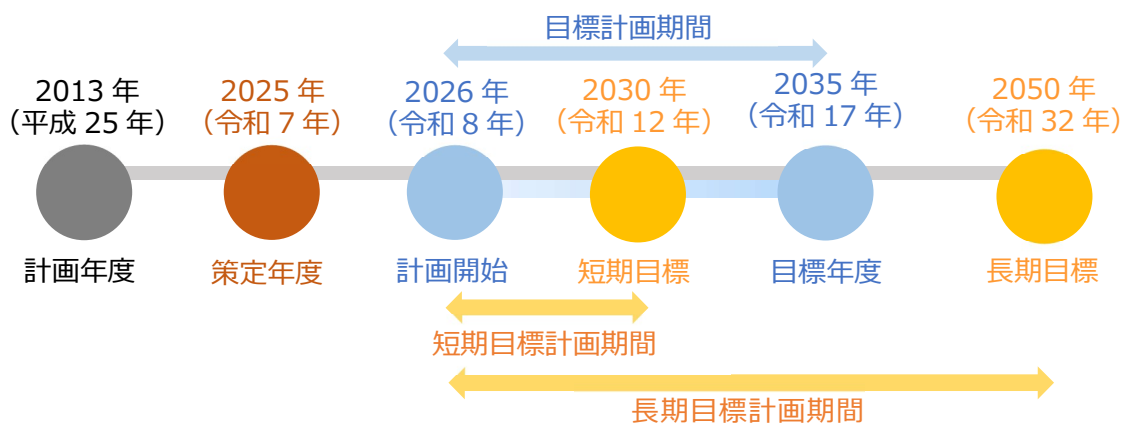


図 3-1 中島村における実行計画期間のイメージ図

4. 中島村のエネルギー需要量及びCO₂排出量の現状

(1) エネルギー需要量の現状

1) エネルギー需要量の推計

公表されている福島県または全国の分野別エネルギー消費量（電力や化石燃料等の消費量）から、分野別の活動量¹の福島県比または全国比で按分する方法で推計しました。

表 4-1 エネルギー需要量の推計方法

部門・分野		使用した統計	活動量
産業部門	製造業	都道府県別エネルギー消費統計（福島県）（令和6年12月27日暫定値）	製造品出荷額等
	建設業・鉱業		従業者数（建設業・鉱業）
	農林水産業		従業者数（農林水産業）
	業務その他部門		従業者数（業務その他部門）
家庭部門			世帯数（国勢調査、福島県現住人口調査）
運輸部門	自動車（旅客）	総合エネルギー統計（全国値）（令和6年11月22日公表値）	自動車保有台数 （乗合車、乗用車、小型二輪車、軽乗用車）
	自動車（貨物）		自動車保有台数 （貨物車、特種用途車、大型特殊車、軽貨物車）

※：運輸部門の鉄道については、按分に適する指標値がないため、算定対象外としました。

推計方法（製造業を例に）

① 製造業における福島県と中島村の活動量の比を算出

$$\text{活動量の比} = \frac{\text{中島村の製造品出荷額}}{\text{福島県の製造品出荷額}}$$

② 中島村の製造業におけるエネルギー消費量の算出

$$\text{中島村のエネルギー消費量} = \text{福島県のエネルギー消費量} \times \text{活動量の比}$$

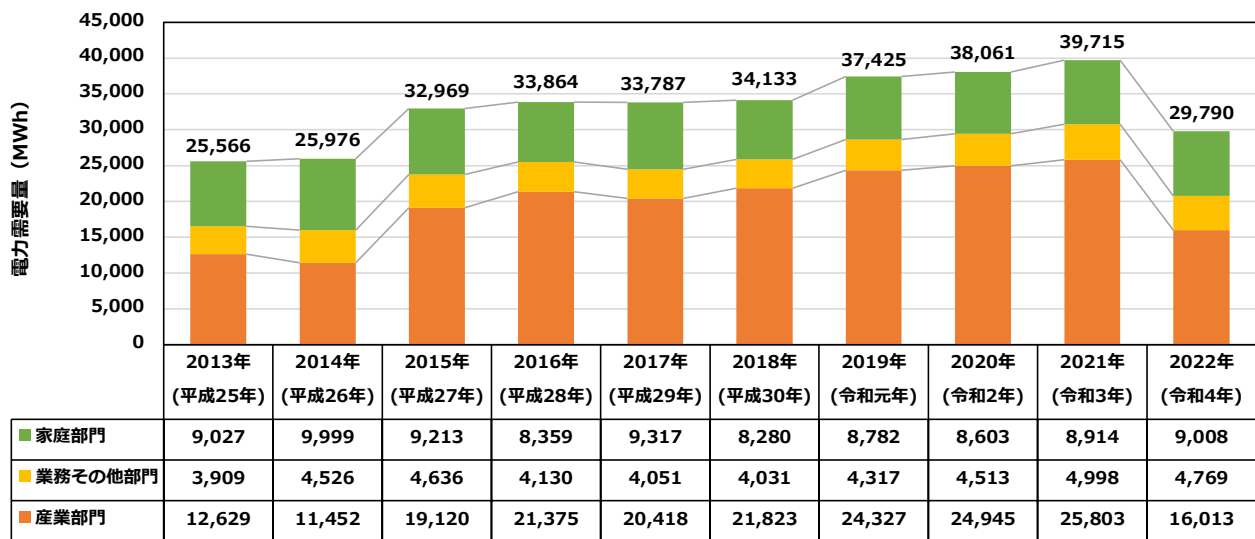
¹ 活動量とは、生産量、燃料使用量、世帯数等、主として温室効果ガスを排出する「活動の規模」を表す指標のこと。分野毎の活動量には様々なものがあるが、ここでは経年データが得られる一般的な指標を使用した。

2) 電気需要量

2022年(令和4年)におけるエネルギー需要量(電気需要量)(推計値)は、29,790MWh(107,243GJ)で、このうちの約53%が産業部門(主に製造業)で使用されています。このほか、家庭部門が約30%、業務その他部門が約16%となっています。

電気需要量の経年変化をみると、2013年(平成25年)から2021年(令和3年)まで増加傾向にありましたが、2022年(令和4年)に急激な減少が見られます。これは主に製造業の電気需要量の減少によるものと推測されます。

2013年(平成25年)と2022年(令和4年)を比較すると、家庭部門ではほぼ同程度の電気需要量となっておりますが、業務その他部門では約22%の増加、産業部門では約27%の増加となっており、全体では約17%の増加となっております。また、各部門の全体に占める割合の推移をみると、産業部門が50%から54%と増加しております。



※：2022年(令和4年)の値は、都道府県別エネルギー消費統計が暫定値のため、本推計値も暫定値である。

図 4-1 エネルギー需要量(電気需要量)の推移(推計値)

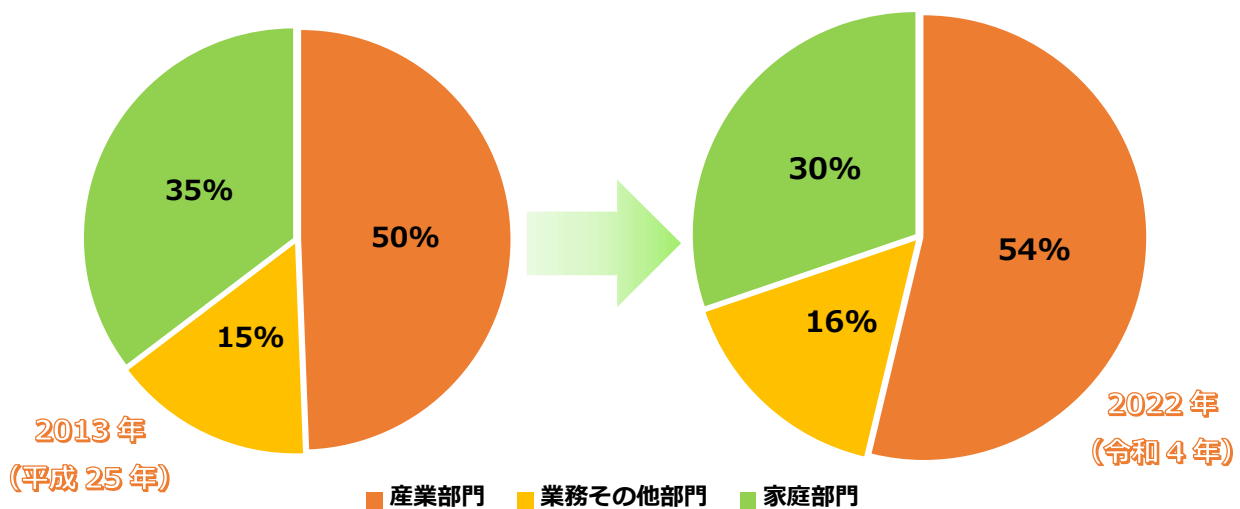


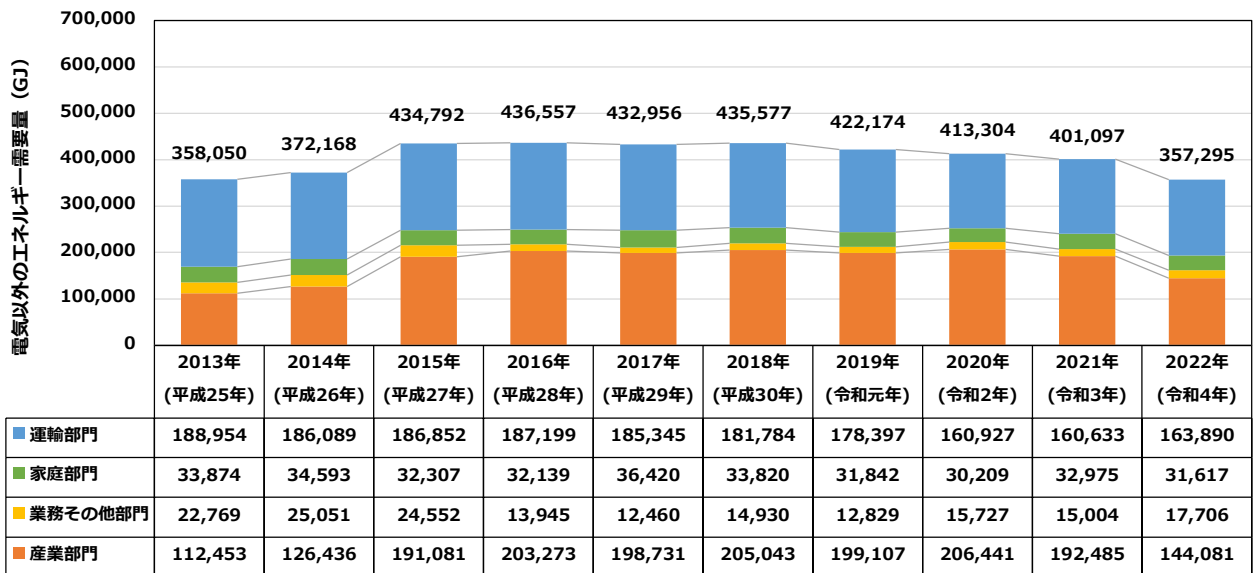
図 4-2 各部門の全体に占める割合の推移

3) 電気以外のエネルギー需要量

2022年（令和4年）における電気以外のエネルギー需要量（推計値）は、357,295GJで、このうち約45%が運輸部門で使用されています。このほか、産業部門が約40%、家庭部門が約9%、業務その他部門が約5%となっています。

電気以外のエネルギー需要量の推移をみると、2013年（平成25年）から2015年（平成27年）まで増加傾向にありましたが、その後、横ばいで推移し、2019年（令和元年）から2022年（令和4年）に至るまで減少傾向が見られます。これは主に製造業のエネルギー使用量の減少によるものと推測されます。

2013年（平成25年）と2022年（令和4年）を比較すると、運輸部門では約13%の減少、家庭部門では約13%の減少、業務その他部門では約7%の減少、産業部門では約28%の増加となっており、全体ではほぼ変化がみられておりません。また、各部門の全体に占める割合の推移をみると、産業部門が31%から40%と増加しております。



※：2022年（令和4年）の値は、都道府県別エネルギー消費統計が暫定値のため、本推計値も暫定値である。

図 4-3 エネルギー需要量（電気以外のエネルギー）の推移（推計値）

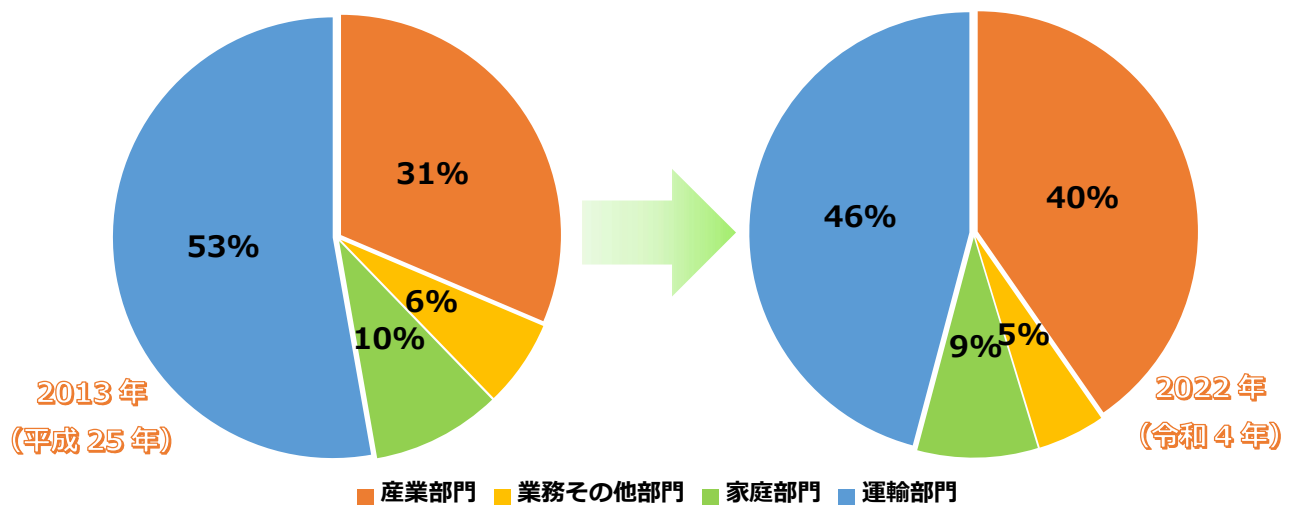


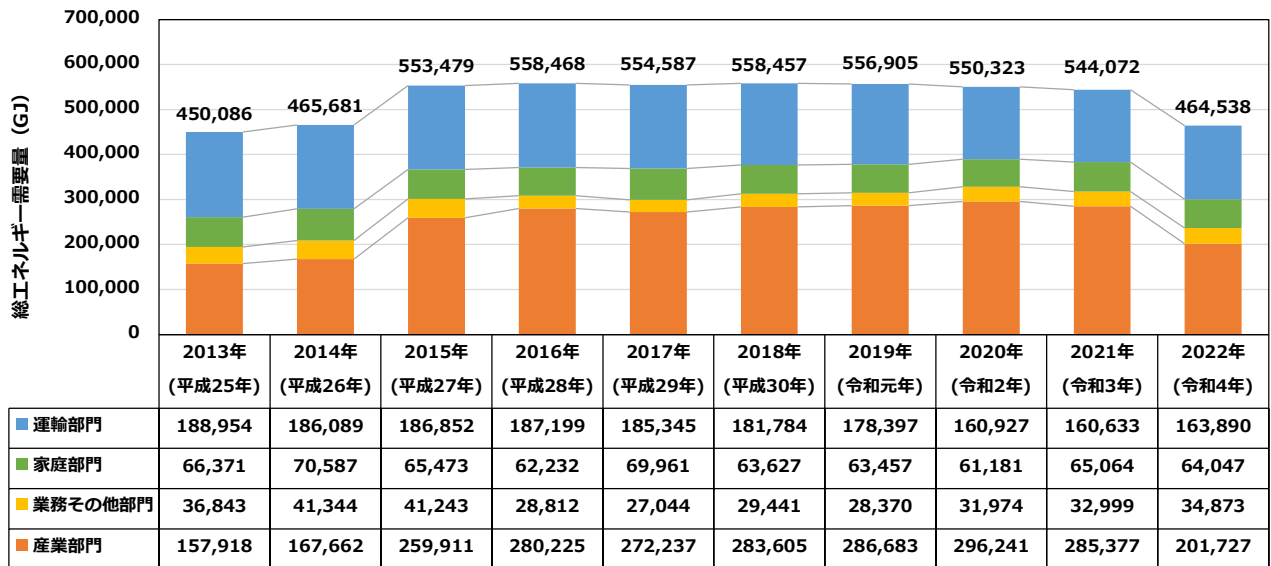
図 4-4 各部門の全体に占める割合の推移

4) 総エネルギー需要量

2022年(令和4年)における総エネルギー需要量(推計値)は、464,538GJで、このうちの約43%が産業部門で使用されています。このほか、運輸部門が約35%、家庭部門が約13%、業務その他部門が約8%となっています。

総エネルギー需要量の推移をみると、2013年(平成25年)から2015年(平成27年)まで増加傾向にありましたが、その後、横ばいで推移し、2019年(令和元年)から2022年(令和4年)に至るまで減少傾向が見られます。これは主に製造業のエネルギー使用量の減少によるものと推測されます。

2013年(平成25年)と2022年(令和4年)を比較すると、運輸部門では約13%の減少、家庭部門では約4%の減少、業務その他部門では約5%の減少、産業部門では約28%の増加となっており、全体では約3%の増加となっています。また、各部門の全体に占める割合の推移をみると、産業部門が35%から43%と増加しております。



※：2022年(令和4年)の値は、都道府県別エネルギー消費統計が暫定値のため、本推計値も暫定値である。

図 4-5 総エネルギー需要量の推移(推計値)

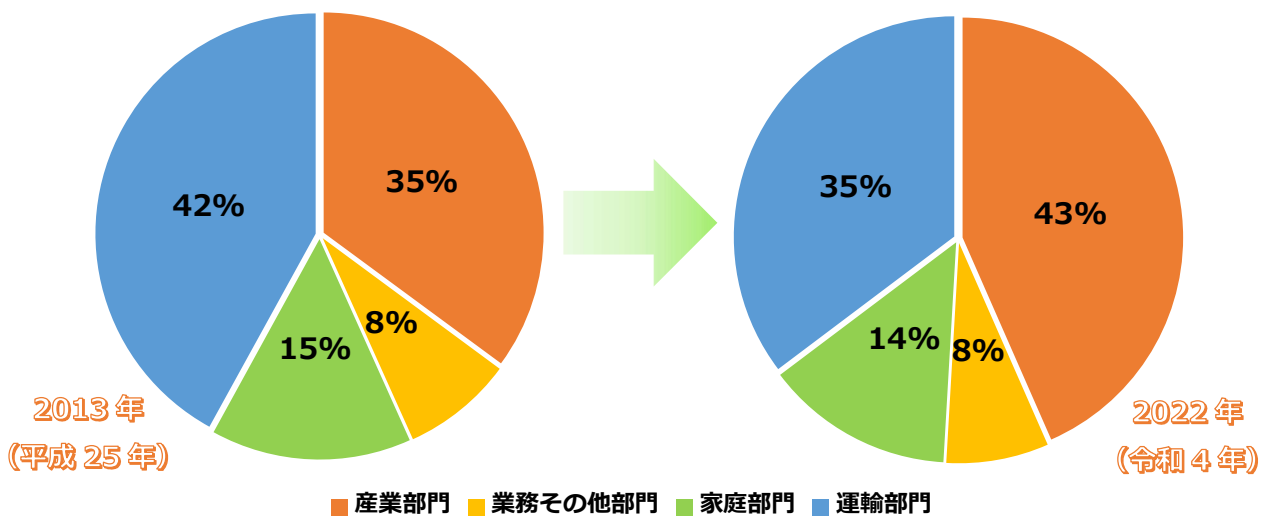


図 4-6 各部門の全体に占める割合の推移

(2) CO₂ 排出量の現状

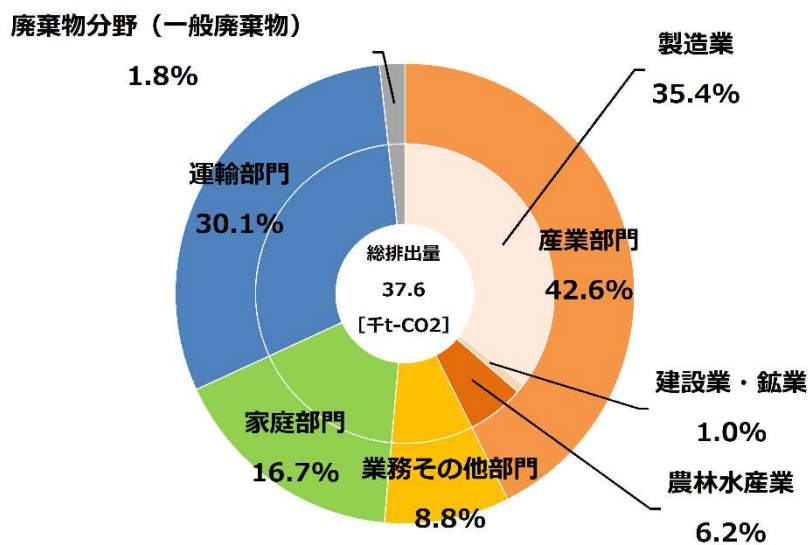
1) CO₂ 排出量の推計方法

CO₂ 排出量は、環境省より公表されている「自治体排出量カルテ」によりました。

2) CO₂ 排出量

2022 年度（令和 4 年度）における本村の CO₂ 排出量（推計値）は 37.6 千 t-CO₂ となっています。部門別の構成比は、産業部門が最も高く（42.6%）、次いで運輸部門（30.1%）、家庭部門（16.7%）、業務その他部門（8.8%）、廃棄物分野（一般廃棄物）（1.8%）となっています。

本村の CO₂ 排出量（推計値）の 2013 年度（平成 25 年度）以降の推移をみると、2015 年度（平成 27 年度）にいったん増加したのち 2021 年（令和 3 年度）まで横ばい傾向で推移し、その後減少に転じています。



※ただし、中島村では鉄道が通行していないことから、鉄道を除く値で算出
資料：自治体排出量カルテ（環境省）

図 4-7 部門・分野別 CO₂ 排出量の構成比 (推計値) (2022 年度 (令和 4 年度))

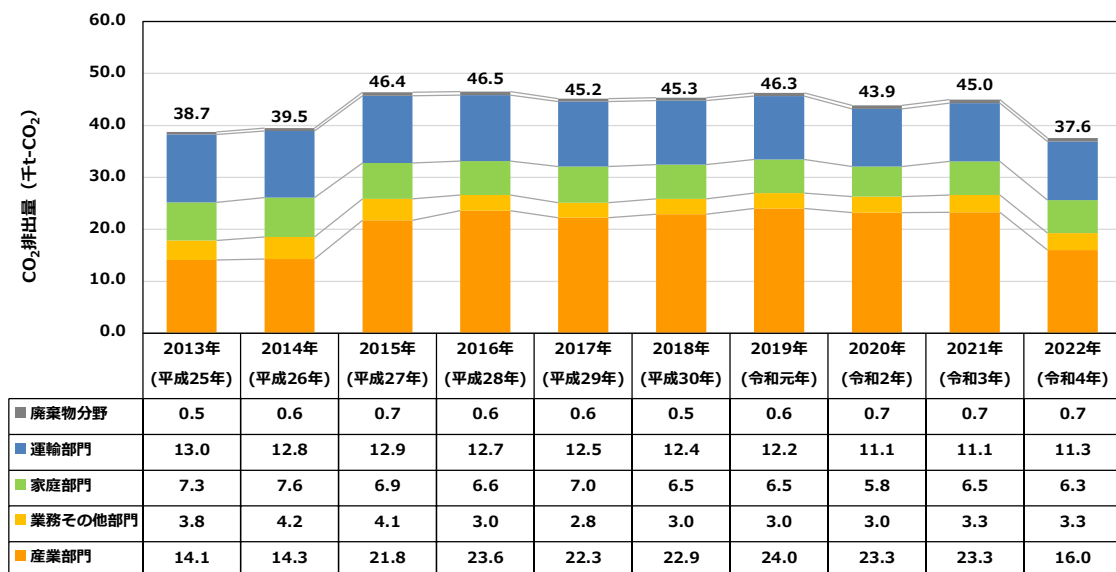


図 4-8 部門・分野別 CO₂ 排出量の推移 (推計値)

資料：自治体排出量カルテ（環境省）

5. 中島村のエネルギー需要量及びCO₂排出量の将来予測

(1) 将来予測方法

ここでは、本計画の目標年度である2035年度（令和17年度）における現状すう勢（BAU）ケース（Business As Usual、以下「BAU」という。）の予測を行いました。現状すう勢（BAU）ケースとは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の予測値を指し、直近年度（2022年度（令和4年度））から活動量のみ変化すると仮定して予測しました。

なお、各部門・分野で使用するエネルギー種の構成比は変化しないものとし、このうち電気については排出係数が2022年度（令和4年度）の0.477 kg-CO₂/kWh（東北電力の基礎排出係数）から変化がないと仮定した場合と、2035年度（令和17年度）までに、電力業界の2030年度（令和12年度）の削減目標とされている0.25kg-CO₂/kWh程度¹まで低下すると仮定した場合の2パターンで予測しました。

予測方法は、表5-1に示すとおり、部門・分野ごとに主要な活動量を抽出し、その活動量の2022年度（令和4年度）から2035年度（令和17年度）までの増減率を推計し、2022年度（令和4年度）の現況推計値に増減率を掛ける方法としました。

表 5-1 活動量の増減見込み（部門・分野別）

部門・分野	活動量	増減率（%）		
		2013年度（平成25年度）年度から 2022年度（令和4年度）まで （実績）	2022年度（令和4年度）から 2035年度（令和17年度）まで （予測）	
産業部門	製造業	製造品出荷額等	+83.3	+55.8
	建設業・鉱業	従業者数（建設業・鉱業）	+4.3	-5.8
	農林水産業	従業者数（農林水産業）	+5.4	+7.0
業務その他部門	従業者数（業務その他部門）	+21.5	+9.4	
家庭部門	世帯数（国勢調査、福島県現住人口調査）	+15.5	+5.8	
運輸部門	自動車（旅客）	自動車保有台数（乗合車、乗用車、小型二輪車、軽乗用車）から単年あたりの燃料消費量を推計	+4.5	-23.6
	自動車（貨物）	自動車保有台数（貨物車、特種用途車、大型特殊車、軽貨物車）	+0.2	+2.0
廃棄物部門 （一般廃棄物）*	過年度のCO ₂ 排出量より推計	+34.5	+59.7	

※：廃棄物分野は、CO₂排出量のみ予測し、エネルギー需要量は予測しない。

¹ 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和7年3月、環境省）P.235参照。

(2) 将来予測結果

1) エネルギー需要量

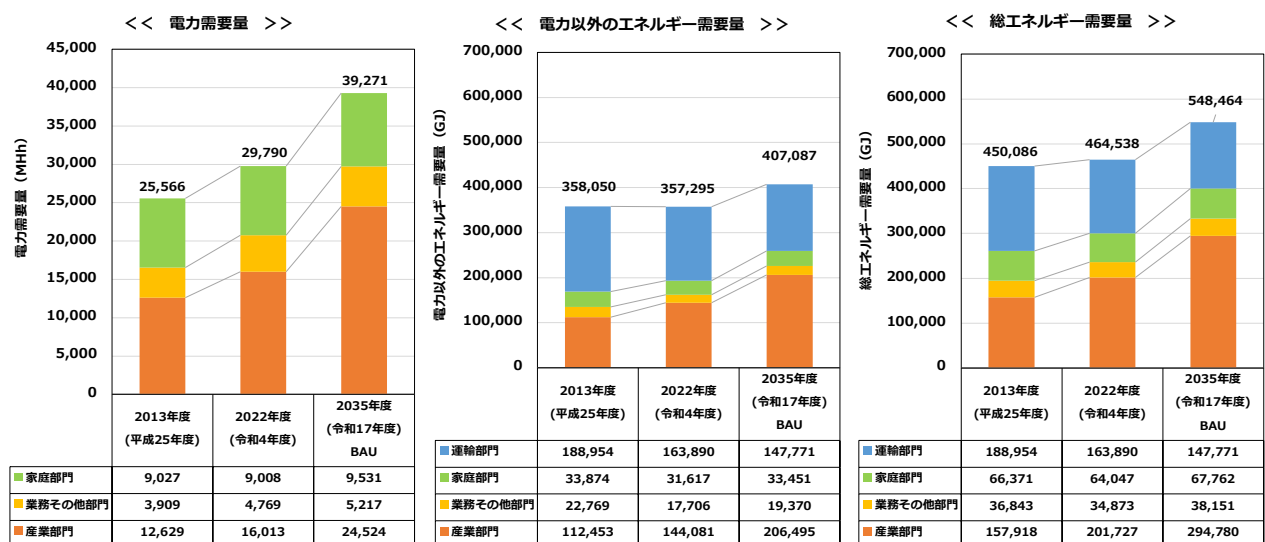
2035年度（令和17年度）におけるエネルギー需要量（電気需要量、電気以外のエネルギー需要量、総エネルギー需要量）のBAU予測結果を図5-1に示します。

電気需要量は、2022年度（令和4年度）よりも約32%の増加、2013年度（平成25年度）よりも約54%増加すると予測されました。

電気以外のエネルギー需要量は、2022年度（令和4年度）及び2013年度（平成25年度）よりも約14%増加すると予測されました。

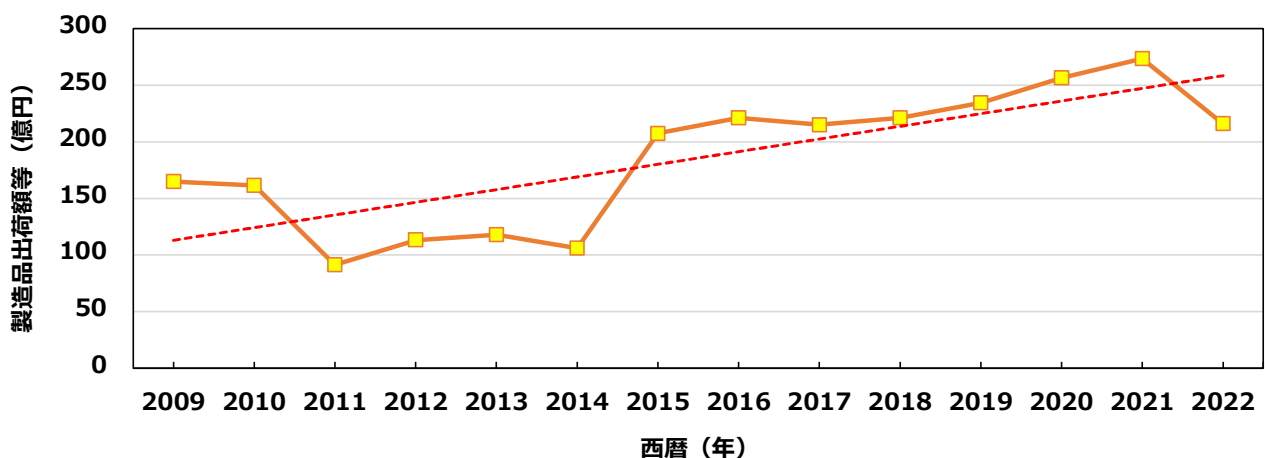
総エネルギー需要量は、2022年度（令和4年度）よりも約18%の増加、2013年度（平成25年度）よりも約22%増加すると予測されました。

これらエネルギー需要量の主な増加の要因として、中島村における製造業の製造出荷額が年々増加傾向にあり、これに伴い製造業における将来のエネルギー需要量が増えると予測されたことがあげられます。



※2022年（令和4年）の値は、都道府県別エネルギー消費統計が暫定値のため、本推計値も暫定値である。

図5-1 エネルギー需要量の将来予測結果



資料：自治体排出カルテ（環境省）

図5-2 中島村の製造品出荷額等の推移

2) CO₂排出量

2035年度（令和17年度）におけるCO₂排出量のBAU予測結果を図5-3に示しました。

排出係数が2022年度（令和4年度）から2035年度（令和17年度）で変化しないと想定した場合、2035年度（令和17年度）におけるCO₂排出量は、44.0千t-CO₂と予測され、2022年度（令和4年度）よりも約17%の増加、2013年度（平成25年度）よりも約14%の増加になると予測されました。最もCO₂排出量の増加が大きいと予測される部門は産業部門であり、2013年度（平成25年度）よりも約67%の増加になると予測されました。

一方、2035年度（令和17年度）における電気排出係数が2030年度（令和12年度）の電力業界の目標値まで下がると仮定した場合は、35.1千t-CO₂と予測され、2022年度（令和4年度）よりも約7%の減少、2013年度（平成25年度）よりも約9%の減少になると予測されました。

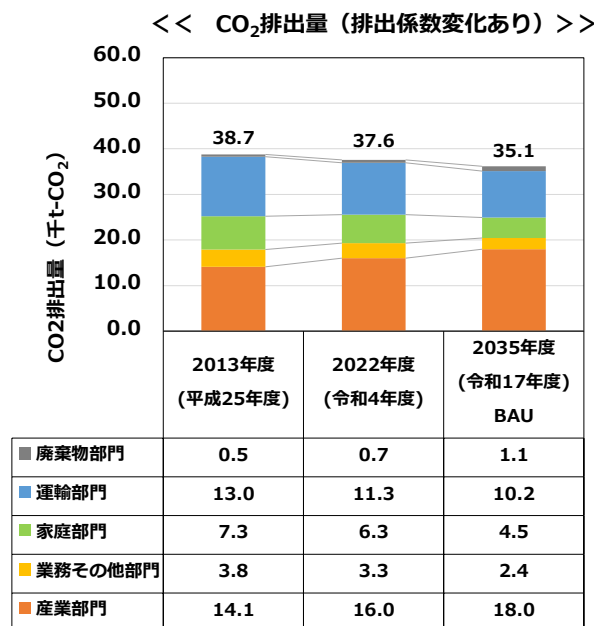
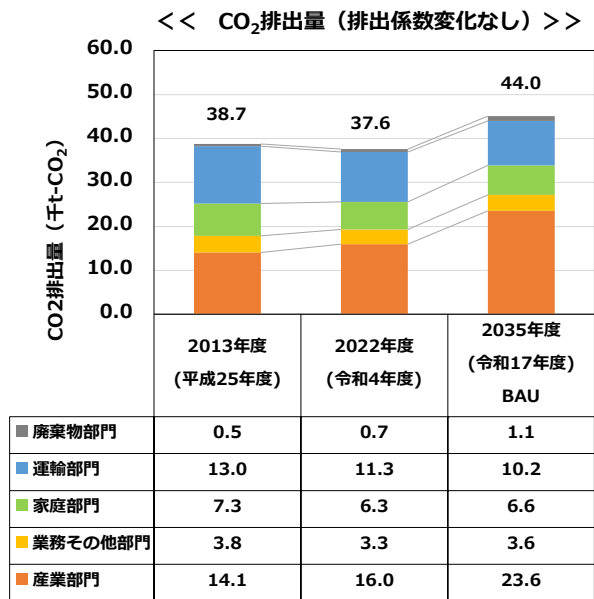


図5-3 CO₂排出量の将来予測（現状すう勢）

6. 中島村の再生可能エネルギー

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

本村における再生可能エネルギーの導入状況を、図 6-1～図 6-2 に示しました。

本村で導入されている再生可能エネルギーの種類は、太陽光発電設備のみとなっており、設備容量、発電量とも年々増加してきました。2015年度（平成27年度）から2023年（令和5年度）で、導入設備容量は約53%の増加、発電量は約52%の増加と大きく増加していることが分かります。再生エネルギー自給率についても年々増加傾向であり、2015年度（平成27年度）では約10%ほどであったものの、2023年（令和5年度）には17%に増加しています。

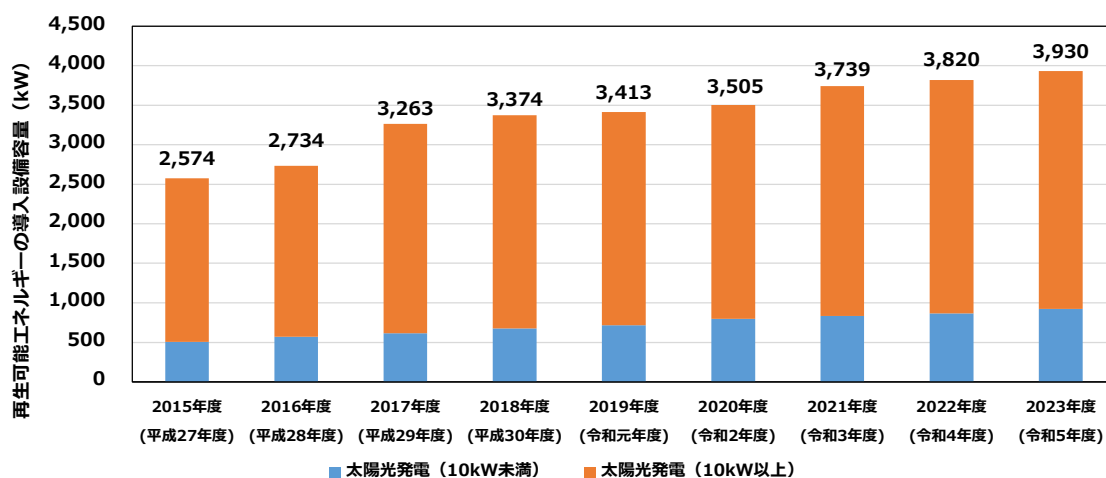


図 6-1 再生可能エネルギー導入設備容量の推移

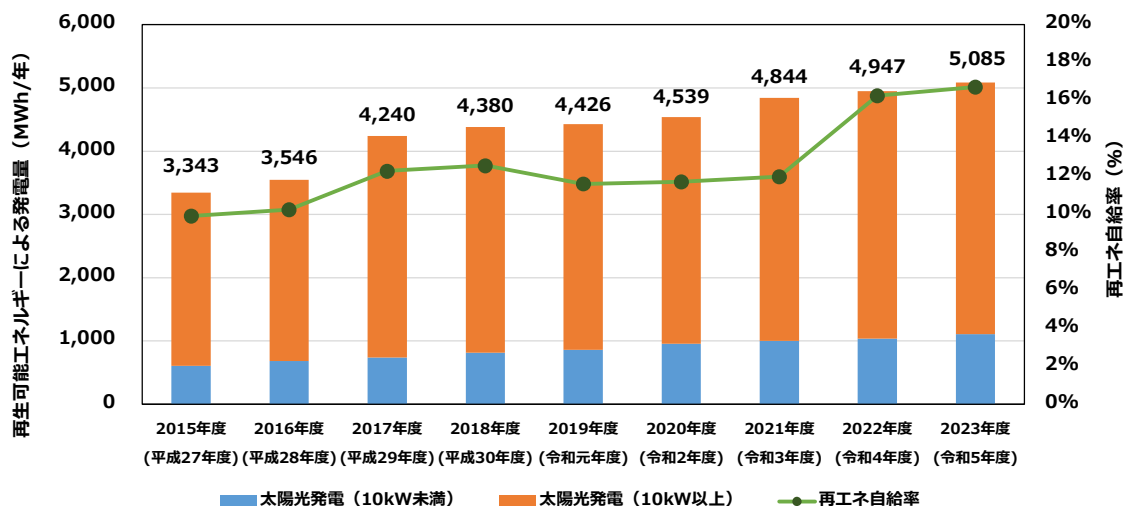


図 6-2 再生可能エネルギーによる発電量（推計値）の推移

- ・ 図 6-1、図 6-2 共通
- ・ 風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電は該当なし。
- ・ 再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネルギー特措法）」（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載している。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は、本図の値に含まれない。

資料：自治体排出量カルテ（環境省）

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省では、市町村別に再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを推計しています。

公表されている再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量（賦存量）のうち、法令、土地用途などによる制約（国立公園、土地の傾斜、居住地からの距離等）があるものを除いたエネルギー資源量です。あくまで一定の仮定を置いた上での推計であるため、目安としての数値です。

本村の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、太陽光発電が大部分を占めており、設備容量が287,691kW、年間の発電電力量が377,321MWh/年と推計されています。この発電量は、村内の2022年度（令和4年度）における電気使用量29,790MWhの約13年分に相当します。内訳をみると、最も導入ポテンシャルが高いのは農地などの土地系のポテンシャルとなっております。その他、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとしては、太陽熱が14,452GJ、地中熱が227,512GJと見積もられています。

一方、実際の導入状況を見ると、2023年度（令和5年度）における本村の太陽光発電設備容量は3,930kW（前掲、図6-1参照）となっており、太陽光発電の導入ポテンシャルである287,691kWのわずか約1.4%にとどまっています。

図6-3(1)～(4)に、太陽光（建物系、土地系）、太陽熱、地中熱の導入ポテンシャル分布図を示しました。太陽光（建物系）は、住宅地が集中して立地している県道沿い（県道44号の棚倉矢吹線、県道137号の泉崎石川線、県道139号の母畑白河線）において導入ポテンシャルが高く、太陽光（土地系）は、村内の田園部が分布する地域において導入ポテンシャルが高くなっていることがわかります。太陽熱は10TJ/年・km²未満の導入ポテンシャルの区域が村内全域に広がっており、地中熱は、県道沿いで導入ポテンシャルが比較的高くなっています。

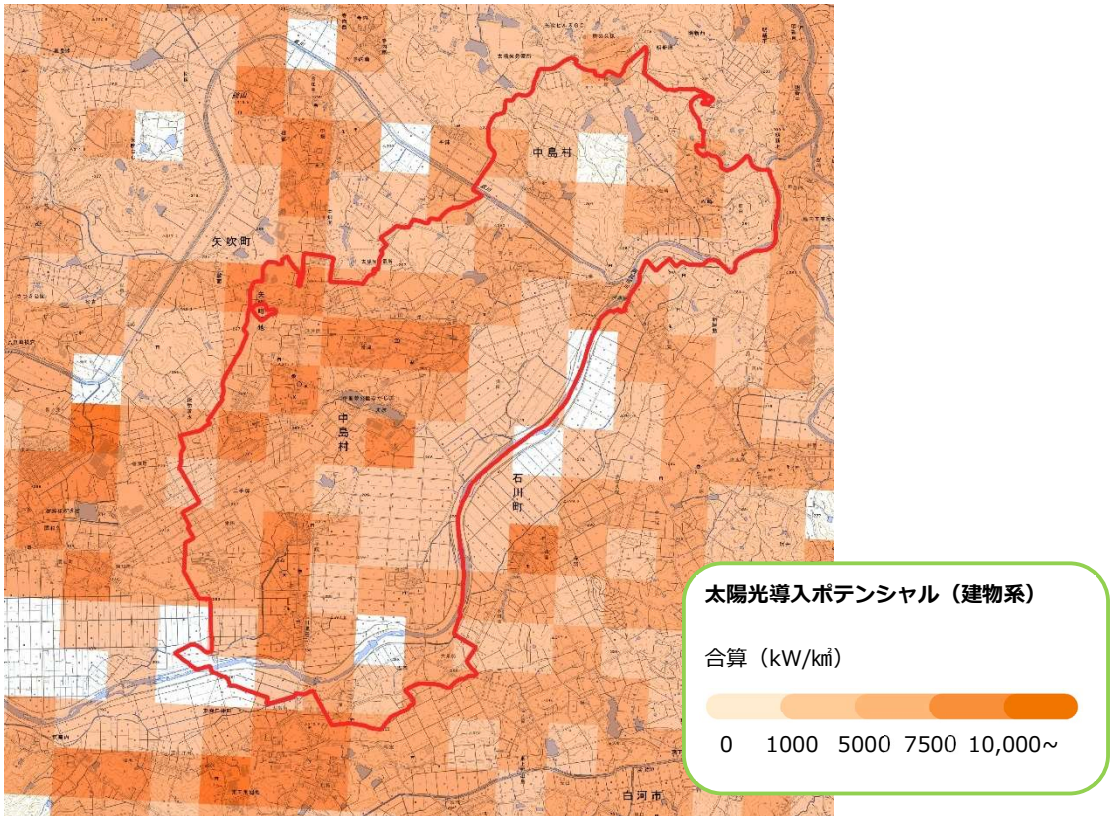
表 6-1 中島村における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

区 分	設備容量 (kW)	発電電力量 (MWh/年)	導入 ポテンシャル (GJ/年)
太陽光発電	287,691	377,321	1,358,356
建物系 ^{*1}	39,312	51,784	186,424
土地系 ^{*2}	248,379	325,537	1,171,932
陸上風力発電	0	0	0
中小水力発電	0	0	0
地熱発電	0	0	0
太陽熱	—	—	14,452
地中熱	—	—	227,512
再生可能エネルギー合計	287,691	377,321	1,600,320

※：*1 太陽光（建物系）は、官公庁、病院、学校、戸建住宅、集合住宅、工場・倉庫、その他建物、鉄道駅における太陽光発電の推計合算値

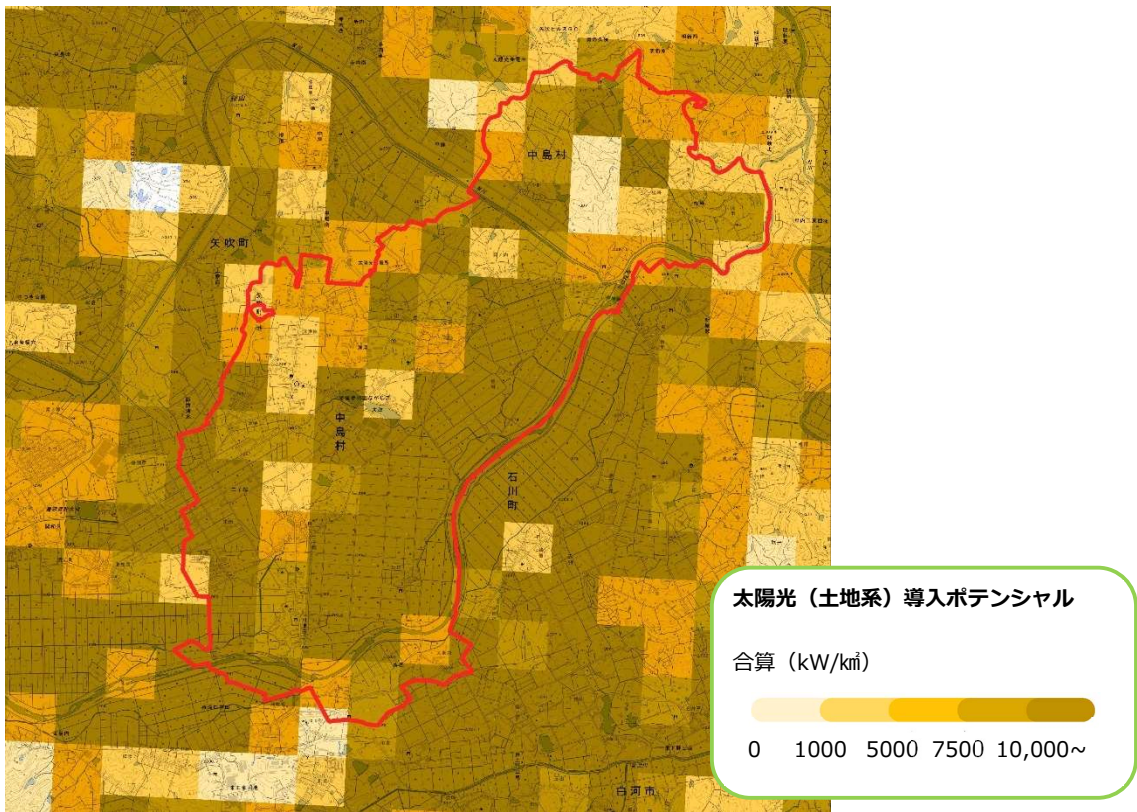
*2 太陽光（土地系）は、最終処分場（一般廃棄物）、耕地（田・畑）、荒廃農地、水上（ため池）における太陽光発電の推計値

資料：自治体排出量カルテ



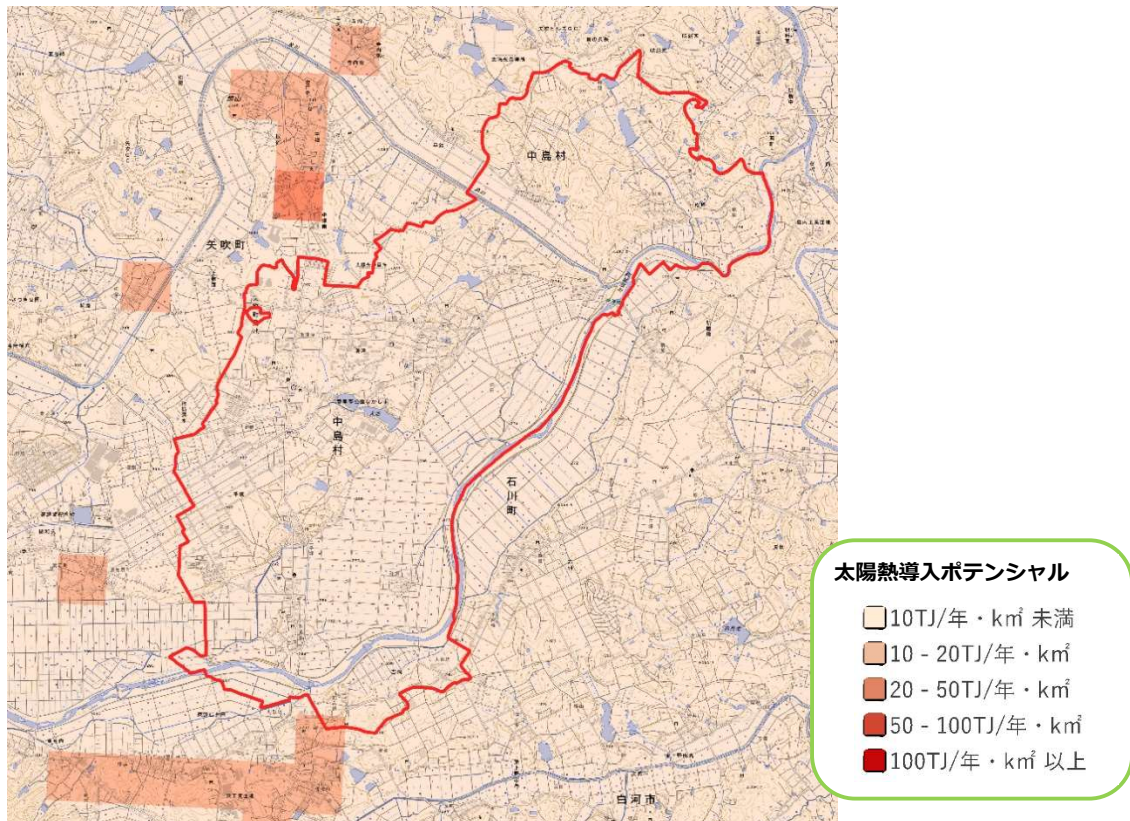
資料：再生可能エネルギー情報システム REPOS（環境省）

図 6-3 (1) 太陽光導入ポテンシャル（建物系）



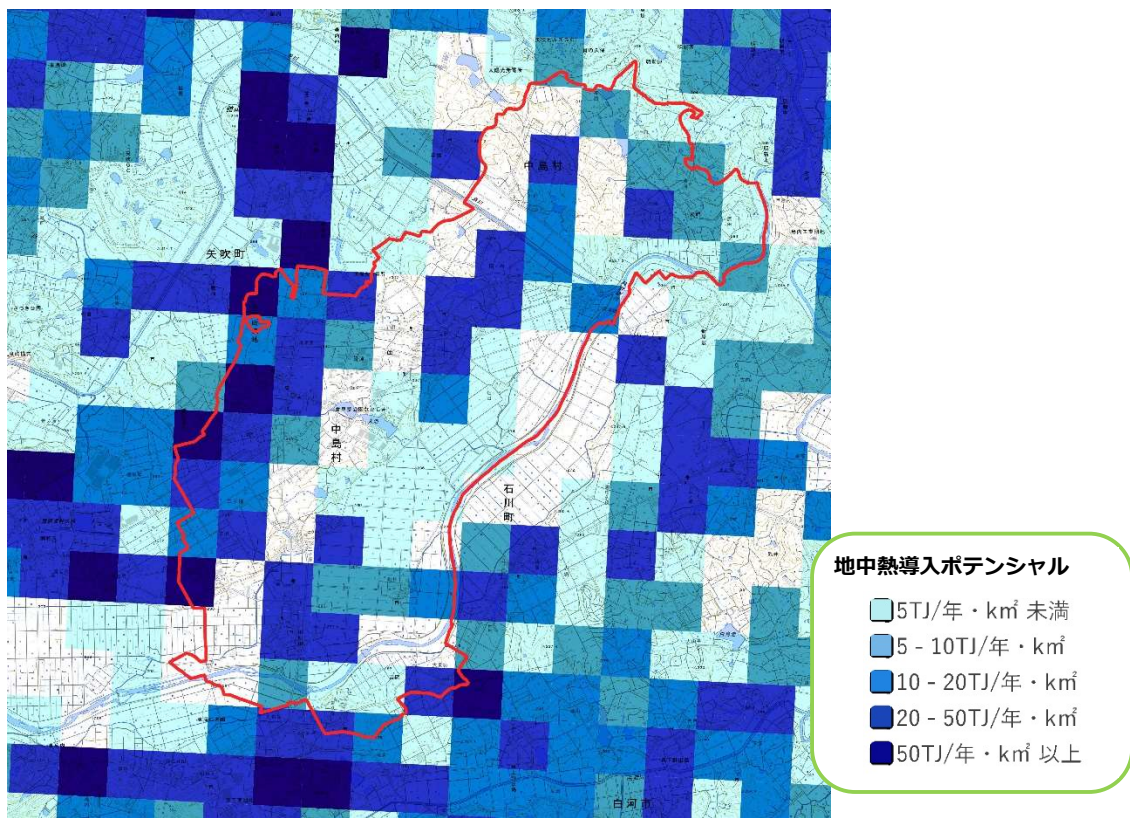
資料：再生可能エネルギー情報システム REPOS（環境省）

図 6-3 (2) 太陽光導入ポテンシャル（土地系）



資料：再生可能エネルギー情報システム REPOS（環境省）

図 6-3 (3) 太陽熱導入ポテンシャル



資料：再生可能エネルギー情報システム REPOS（環境省）

図 6-3 (4) 地中熱導入ポテンシャル

7. 中島村の地球温暖化対策に向けた課題の分析

(1) CO₂ 排出量の課題

1) 産業部門

本村における 2022 年度（令和 4 年度）の CO₂ 排出量のうち、全体の約 4 割を産業部門が占めている状況であり、各部門別で最も CO₂ 排出量への寄与が大きい状況です。産業部門の内、製造業が CO₂ 排出量の大部分を占めており、今後も本村の製造品出荷額が増加していった場合、CO₂ 排出量も増加していくことが考えられます。しかしながら、本村における製造業は、経済発展や雇用創出に欠かせないものであり、製造業の発展と地球温暖化対策との両立が大きな課題の一つといえます。

2) 運輸部門

本村における 2022 年度（令和 4 年度）の CO₂ 排出量のうち、全体の約 3 割を運輸部門が占めている状況であり、各部門別で 2 番目に CO₂ 排出量への寄与が大きい状況です。本村における自動車保有台数は増加しているものの、CO₂ 排出量は減少傾向にあります。これは、ハイブリット自動車等の低燃費車の普及や走行距離の減少により CO₂ の削減が進んでいるものと想定されます。今後も燃費性能に優れた自動車の導入を進めていくことが望まれます。

3) 家庭部門

本村における 2022 年度（令和 4 年度）の CO₂ 排出量のうち、全体の約 2 割を家庭部門が占めている状況であり、各部門別で 3 番目に CO₂ 排出量への寄与が大きい状況です。本村における近年の人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあることから、1 人当たりの電力消費量が増えている状況です。今後も世帯数が増加していった場合、CO₂ 排出量も増加していくことが考えられることから、各家庭における省エネルギーの取組をいかに進めていくかが課題といえます。

4) 業務その他部門

本村における 2022 年度（令和 4 年度）の CO₂ 排出量のうち、全体の約 1 割を業務その他部門が占めている状況であり、各部門別で 4 番目に CO₂ 排出量への寄与が大きい状況です。2013 年度（平成 25 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）までに電気使用量は約 22%増加していますが、電気以外のエネルギー使用量は約 22%減少していることから、電力以外のエネルギーから電力へのエネルギー利用に転換していることが伺えます。そのため、電力の利用に際し、省エネルギーの取組をいかに進めていくかが課題と言えます。

5) 廃棄物部門

本村における 2022 年度（令和 4 年度）の CO₂ 排出量のうち、廃棄物分野については、他の分野と比較すると CO₂ 排出量は非常に少ないものの、2013 年度（平成 25 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）までに約 35%増加しています。これは、ごみの排出量が増加したことによるものです。このため、各家庭や事業所からいかにしてごみ排出量を削減させるかが課題といえます。

(2) 再生可能エネルギーの課題

本村における再生可能エネルギーの導入状況は、太陽光発電のみとなっており、2015年度（平成27年度）から2023年（令和5年度）で、導入設備容量は約53%の増加、発電量は約52%の増加と年々増加の傾向にあります。

本村は田園や住宅地等、太陽光発電の導入ポテンシャルが高い土地が多く存在し、太陽光発電のみで年間の発電電力量が377,321MWh/年となっており、これは村内の2022年度（令和4年度）における電気需要量（29,790MWh）の約13年分の電力に相当します。

太陽光発電の推進により、村内のエネルギー自給率を高めることは可能であるものの、近年、森林伐採による生物の生態系への影響や土砂崩れの危険性など、太陽光発電の導入に伴う問題も顕在化してきたことから、太陽光発電の導入に当たっては、適切な適地選定を行ったうえで、導入していくことが望まれます。

8. 中島村の森林吸収量

本村における森林面積及び材積を表 8-1 に示します。2013 年度（平成 25 年度）～2022 年度（令和 4 年度）にかけて、針葉樹林が増加し、広葉樹林が減少しているものの、全体の面積では大きな変化はみられていません。

森林吸収量の算定は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.2.2」（令和 7 年 6 月）に基づき、森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法を用いて算出を行いました。算出結果は表 8-2 に示すとおりです。炭素蓄積量の合計は、2013 年度（平成 25 年度）で 30,404t、2022 年度（令和 4 年度）で 31,760t となり、1 年あたりの CO₂ 吸収量は 0.553 千 t-CO₂/年となりました。これは、2022 年度（令和 4 年度）における CO₂ 排出量 37.6 千 t-CO₂ の約 1.5% に相当する量となっております。

表 8-1 中島村における森林面積及び材積

樹種区分	森林面積 (ha)		材積 (m ³)	
	2013 年度 (平成 25 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)
針葉樹	191	196	73,949	78,342
スギ	50	52	32,379	34,543
ヒノキ・サワラ・ヒバ	11	12	1,766	2,421
アカマツ・クロマツ	131	132	39,804	41,378
広葉樹	113	109	13,072	13,096
クヌギ	4	3	506	418
ナラ・その他	109	106	12,566	12,678
合計	304	305	87,021	91,438

資料：平成 26 年福島県森林・林業統計書（平成 25 年度）、令和 5 年福島県森林・林業統計書（令和 4 年度）

表 8-2 中島村における森林吸収量

樹種区分	炭素蓄積量 (t-C)		森林吸収量 (千 t-CO ₂ /年)
	2013 年度 (平成 25 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	
針葉樹	24,159	25,509	0.553
スギ	7,942	8,505	
ヒノキ・サワラ・ヒバ	535	733	
アカマツ・クロマツ	15,652	16,271	
広葉樹	6,245	6,252	
クヌギ	270	223	
ナラ・その他	5,975	6,029	
合計	30,404	31,760	

9. 計画の目標

(1) 区域の目指す将来像

本村では、第6次総合振興計画を2022年度（令和4年度）に策定しており、

「みんなが輝らめく 豊かな なかしまむら」

を村の目指す将来像として掲げ、「ひと（社会）」「くらし（環境）」「しごと（経済）」の3つをまちづくりの基本理念に設定しています。

本計画においてもこの将来像を地球温暖化対策の側面で見るとともに、将来像の実現のため、以下の方向性に配慮し、地球温暖化対策に取り組むものとします。

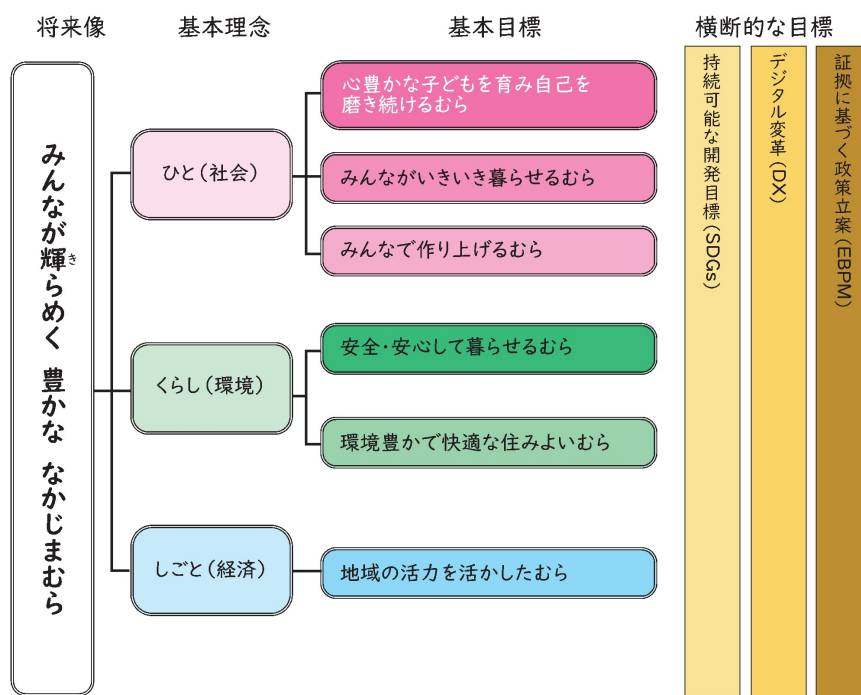


図 9-1 中島村第6次総合振興計画におけるまちづくりの全体像

村の将来像実現のための本計画の方向性

【地球にやさしい魅力あふれる中島村】

- ① 村の活性化に向けた産業振興策と地球温暖化対策の一体的な推進を図り、環境・経済・社会の統合的な向上を目指します。
- ② 村の地域資源を活用した地球温暖化対策の推進を図り、村の魅力を向上させながら、安全で快適に暮らせるまちを目指します。
- ③ 近年の異常気象の発生状況を踏まえ、温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）にも取り組みます。

(2) 温室効果ガスの削減目標

国の目標として、政府実行計画が2025年2月（令和7年2月）に閣議決定されており、2035年度に65%削減、2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）という新たな目標が掲げられました。また、福島県では、2023年（令和5年）に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」において、基準年度（2013年度（平成25年度））比で2030年度（令和12年度）に50%削減することを目標に掲げています。

本村の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標を踏まえ、以下のとおりとします。

また、長期的視点として、国や福島県の長期的目標に準じ、2050年までに排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会（カーボンニュートラル）」を目指します。

削減目標

2035年度までに、
2013年度比で65%のCO₂削減

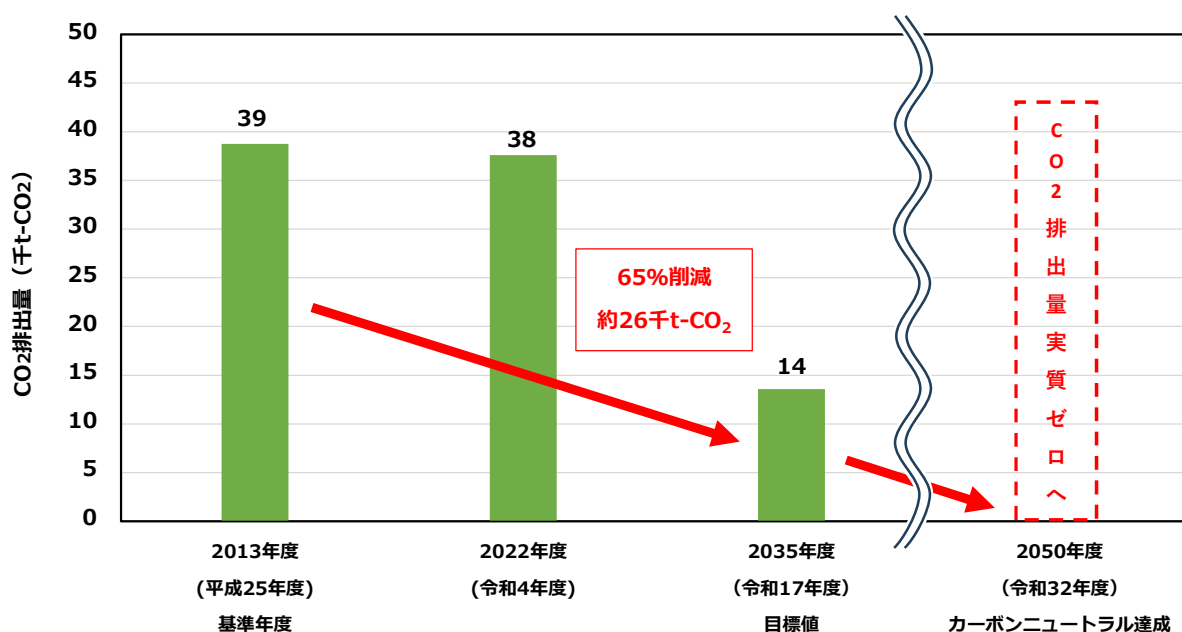


図 9-2 温室効果ガスの削減目標

10. 目標達成に向けた対策・施策

(1) 計画の基本方針

本村が目指す将来像「みんなが輝らめく 豊かな なかしまむら」実現のための方向性である【地球にやさしい魅力あふれる中島村】を目指して、以下の基本方針のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

基本方針①

再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。

本村の自然的・社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の導入を行うとともに、区域内において、自然環境に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入促進に積極的に取り組みます。

基本方針②

省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が欠かせません。村民・事業者・村が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等のハード面での取組と、日常生活・事業活動の中における省エネルギー行動の推進等のソフト面での取組の双方を推進していきます。また、国や県の補助金制度についても、適宜広報・HPに掲載し、村民・事業者への情報提供を行うことで、省エネ設備機器の導入を推進していきます。

基本方針③

森林吸収源の確保

温室効果ガス排出量の削減には、吸収源となる森林の保全に配慮することが重要なため、適切な森林整備が必要となってきます。また、森林整備によって、林床（森林の地面）に光が届くようになり、下層植生が回復し、水源かん養機能や山地災害防止機能なども期待されます。

再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、本村の各種計画・事業等との整合・連携も図りつつ、推進していきます。

基本方針④

循環型社会の形成

3 R（Reduce：廃棄物等の発生抑制、Reuse：循環資源の再使用、Recycle：再生利用）の取組などによって廃棄物の排出量を減らすことで、生産・輸送・処理段階や、焼却時、埋立時の温室効果ガスを削減することが求められています。また、廃棄物発電等による熱回収や、廃棄物焼却施設からの余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

本村では、白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村、中島村の5市町村で構成される白河地方広域市町村圏整備組合（西白河地方リサイクルプラザ）を組織して、廃棄物を広域的に処理しています。構成市町村が連携して、3 R^{*}を推進する。

※：3Rとは、Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：資源として再生利用する）の3つの環境活動の頭文字を取った言葉です。

基本方針⑤

多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入促進には、事業所や住宅での設備導入のための投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、村民や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるような仕組みが必要です。また、脱炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が脱炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

(2) 村の施策・事業

1) 施策体系

本村の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取組のみならず、本村で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

基本方針①	再生可能エネルギーの導入・利用促進
	施策 1 太陽光発電の普及促進
	施策 2 その他の再生可能エネルギーの活用の推進
基本方針②	省エネルギーの推進
	施策 1 村民による省エネルギーの推進
	施策 2 事業者による省エネルギーの推進
	施策 3 村役場による省エネルギーの推進
基本方針③	森林吸収源の確保
	施策 1 吸収源となる森林の保全・活用
基本方針④	循環型社会の推進
	施策 1 ごみの減量化・資源化の促進
基本方針⑤	多様な人々が取り組む環境づくり
	施策 1 情報交換の場の設置及び情報の発信
	施策 2 体験・学習の場の創出

2) 施策・事業

各基本方針に対する、それぞれの施策・事業の詳細を次に示します。

基本方針①

再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策① 太陽光発電の普及促進

指 標		2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	【目標】 2035 年度 (令和 17 年度)
太陽光発電設備 の導入容量 [※]	住宅	866 kW	926 kW	1,900 kW
	企業	2,829 kW	2,879 kW	5,900 kW
	公共施設	125 kW	125 kW	200 kW
	合計	3,820 kW	3,930 kW	8,000 kW

※：FIT・FIP 制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量

(主な施策・事業)

- 村民・事業者への太陽光発電導入補助事業（国、県）の情報提供
- 公共施設への太陽光発電システム・蓄電池の率先的導入

施策② その他の再生可能エネルギーの活用の推進

(主な施策・事業)

- 木質バイオマス燃焼機器等の村民への周知
- 村民・事業者への再生可能エネルギー導入補助事業（国、県）の情報提供
- 公共施設への再生可能エネルギーの率先的導入
- 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入検討

基本方針②

省エネルギーの推進

施策① 村民による省エネルギーの推進

指 標	2024 年度 (令和 6 年度)	【目標】 2035 年度 (令和 17 年度)
「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」を利用した省エネ改修住宅戸数	-	11 戸 (累計)

(主な施策・事業)

- 「福島県環境アプリ」の活用
- 「うちエコ診断」等省エネルギー診断の促進
- 建物・住宅の省エネルギー化、ZEB化・ZEH化の促進
- HEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の購入促進
- 電気自動車・次世代自動車の普及促進
- エコドライブの推進

施策② 事業者による省エネルギーの推進

指 標	2024 年度 (令和 6 年度)	【目標】 2035 年度 (令和 17 年度)
「ふくしまゼロカーボン宣言事業」の参加事業所数	11 事業所	22 事業所

(主な施策・事業)

- 「ふくしまゼロカーボン宣言事業」への参加促進
- 省エネルギー診断の促進
- 建物・住宅の省エネルギー化、ZEB化・ZEH化の促進
- BEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の導入促進
- 電気自動車・次世代自動車の普及促進
- エコドライブの推進

施策③ 村役場による省エネルギーの推進

指 標	2024 年度 (令和 6 年度)	【目標】 2035 年度 (令和 17 年度)
村の事務事業からの温室効果ガス排出量	1,111t-CO ₂ /年	463t-CO ₂ /年

(主な施策・事業)

- 「中島村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組推進

基本方針③

森林吸収源の確保

施策① 吸収源となる森林の保全・活用

(主な施策・事業)

- 森林の整備（保育間伐、間伐、人工林整理伐）
- 森林経営活動の促進
- 植林活動の促進

基本方針④

循環型社会の形成

施策① ごみの減量化・資源化の促進

指 標	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	【目標】 2035 年度 (令和 17 年度)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	716g/人・日	682g/人・日	614 g/人・日 ^{※1}
リサイクル率	9.7%	9.2%	20.0% ^{※2}

※1：白河地方広域市町村圏整備組合地域循環型社会形成推進地域計画（令和 7 年 3 月）における 2030 年（令和 12 年）目標値

※2：中島村第 6 次総合振興計画（令和 5 年 3 月）における 2032 年（令和 14 年）目標値

(主な施策・事業)

- 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進
- 食品ロス等を減らす取組の推進
- 減量化・再使用・資源化の取組の推進
- プラスチックごみリサイクル体制の構築
- 未分別品目の再資源化の検討

施策① 情報交換の場の設置及び情報の発信

(主な施策・事業)

- 熱中症予防の啓発と注意喚起
- 気候変動に対応した防災に関する情報の提供の推進
- 気候変動に対応した栽培方法に関する情報提供
- 地球温暖化の現状や対策、取組方法などの情報提供
- 地球温暖化対策に係る各種補助金の周知及び相談窓口の設置
- 地球温暖化対策の発信方法の検討
- 村民・事業者・村の情報交換の場の設置

情報提供の取組として（一例）

・カーボンクレジットの活用

温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度（J-クレジット）について、情報発信を行い、事業者の積極的な活用を促します。



出典：我が国におけるカーボン・オフセット のあり方について（環境省）

・農業における脱炭素化への取組

カーボンファームやソーラーシェアリング（営農発電）等、農業における脱炭素化への取組を活用していきたいという農業従事者に対し、具体的な取組事例などの情報提供を行います。

施策② 体験・学習の場の創出

(主な施策・事業)

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進

(3) 村民・事業者の取組

村民・事業者は、村の施策・事業に伴うそれぞれの取組を自主的に推進していきます。

1) 村民の役割

地球温暖化は着実に進行している重要な問題です。まずは村民一人ひとりが地球温暖化に関心を持ち、今できる取組から着実に行動し、やがて個人から集団単位での温暖化対策に関する活動が生まれることにより、温室効果ガス削減の加速化を目指します。

① 環境行動の推進に向けた施策

- ・日常生活の中でできる省エネルギー行動を実践する。
- ・家電製品は省エネモードを活用し、使用しないときは電源を切る。待機電力の削減も意識する。
- ・近所への外出はできるだけ徒歩や自転車を利用する。
- ・自動車の運転は、「急」のつく運転（急発進・急ブレーキ）を避け、エコドライブに努める。
- ・「福島県環境アプリ」を活用する。

② エネルギーの利用の効率化に向けた施策

- ・買い替えの際は省エネルギー型家電製品の購入に努める。また、照明のLEDへの更新を進める。
- ・住宅を新築・改築する際は、冷暖房効率に優れた高断熱住宅を検討する。
- ・次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車等）への買い替えを進める。
- ・住宅への太陽光発電設備や蓄電池の導入を検討する。

③ 脱炭素社会の構築に向けた施策

- ・身近な場所の緑化に努める。
- ・地域の緑化活動に参加する。

④ 循環型社会の構築に向けた施策

- ・必要なものを必要量買い、ごみの発生抑制に努める。
- ・マイバッグの持参、容器・包装の少ない商品の購入に努める。
- ・食材の使い切り、ごみの減量化に努める。
- ・資源の集団回収に協力する。
- ・環境にやさしい商品の使用に努める。
- ・適正なごみの分別に努める。

⑤ 排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策

- ・環境関連団体等が開催するセミナー等に参加し、地球温暖化に関する意識の啓発に努める。
- ・家庭や仲間、村内会等、環境教育に係る取組の輪を広げ、環境保全意識の共有化を図る。
- ・環境保護団体の活動（イベント）に参加する。

村民のみなさんの具体的な取り組みとして

環境省では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動「デコ活[※]」を展開しています。

デコ活において、まず始めるべき4つの取組として、「電気も省エネ 断熱住宅」「こだわる楽しさ エコグッズ」「感謝の心 食べ残しゼロ」「つながるオフィス テレワーク」を掲げており、それぞれの頭文字をとると、「デコカツ」となっています。

これらの取組以外にも、

- ・ 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
- ・ ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
- ・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる etc...

など、国民の行動変容を促す取り組みが掲げられています。

本村としても、デコ活を推進し、村一丸となって、脱炭素化を進めていきます。



出典：デコ活（環境省）(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)

※「デコ活」：本来の意味は、二酸化炭素(CO₂)を減らす脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と「活動・生活」を組み合わせで作られた造語。

2) 事業者の役割

それぞれの事業者が、経営方針、事業内容や規模に照らし、創意工夫しながら適切な取組を推進していくとともに、事業所の自主的な環境活動の実践、環境負荷の少ない製品やサービスを提供することにより、事業活動により排出される温室効果ガスの削減を目指します。

① 環境行動の推進に向けた施策

- ・ 昼休みの消灯やノー残業デー、ノーマイカーデーを設定するなど、できることから省エネルギー行動を実践する。
- ・ クールビズ、ウォームビズを励行し、冷暖房の適正化を図る。
- ・ 社用車の運転時、エコドライブに努める。
- ・ 徒歩（ウォークビズ）や自転車での通勤を励行する。
- ・ 「ふくしまゼロカーボン宣言事業」へ参加する。
- ・ カーボンクレジット（J-クレジット）を活用する。

② エネルギーの利用の効率化に向けた施策

- ・ 省エネ診断を受診する。
- ・ 設備更新時は省エネルギー設備の導入に努める。
- ・ トップランナー基準を満たした電気製品の導入に努める。
- ・ エネルギー使用状況を把握し、適切な管理方法の検討を行う。
- ・ 建築物を新築・改築する際には、高断熱化に努める。
- ・ 燃費基準達成車への買い替えに努める。
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討する。
- ・ 産業部門での DX の支援により、業務の効率化を図り、CO₂ 排出量を削減する。

③ 脱炭素社会の構築に向けた施策

- ・ 敷地内の緑化に努める。
- ・ 地域の緑化活動に参加する。

④ 循環型社会の構築に向けた施策

- ・ 製品製造過程における廃棄物の減量化・再生利用に努める。
- ・ 容器・包装の少ない製品の製造・販売に努める。
- ・ 再生資源等の使用に努める。
- ・ 製品製造・販売時に発生した廃棄物の適正な処理に努める。
- ・ 容器・包装の少ない製品を購入する。
- ・ グリーン購入に努める。
- ・ 資源の集団回収に協力する。
- ・ 両面印刷に努めるとともに、ミスプリントの防止に努める。
- ・ 適正なごみの分別に努める。

⑤ 排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策

- ・ 環境関連団体等が開催するセミナー等に参加し、従業員個人の意識啓発に努める。
- ・ 職場での環境教育に努める。
- ・ 環境団体の活動に参加する。

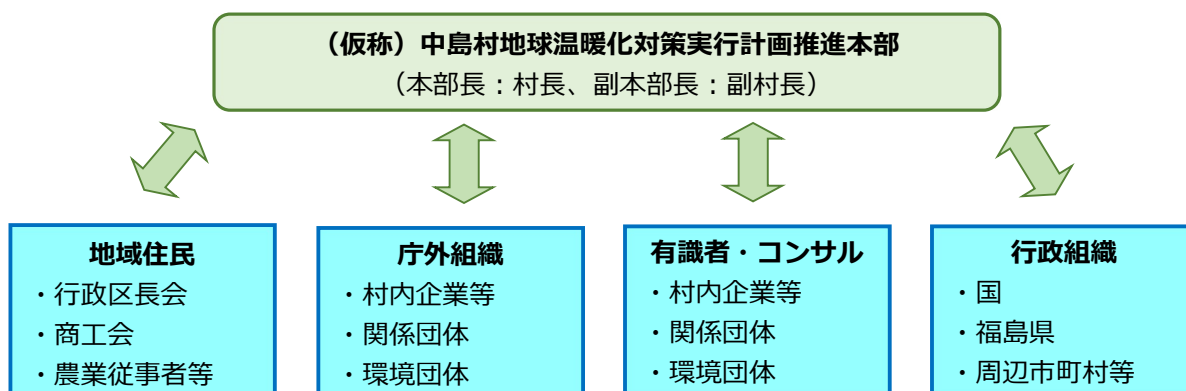
11. 計画の推進体制及び進捗管理

(1) 計画の推進体制

地球温暖化問題の解決のためには、村民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、村民・事業者・村が連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要です。

このため、庁内組織である「(仮称)中島村地球温暖化対策実行計画推進本部」を中心として、本村が実施する地球温暖化対策に関する各種施策の調整を図り、また、村民や事業者の意見を積極的に取り入れながら、自発的、具体的な行動に取り組んでいきます。

その他、福島県や近隣自治体及び福島県地球温暖化防止活動推進センターとの連携の下、様々な民間団体等の活動も合わせて支援し、多くの団体が連携・協働して各種の活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めていきます。



(2) 計画の進捗管理

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

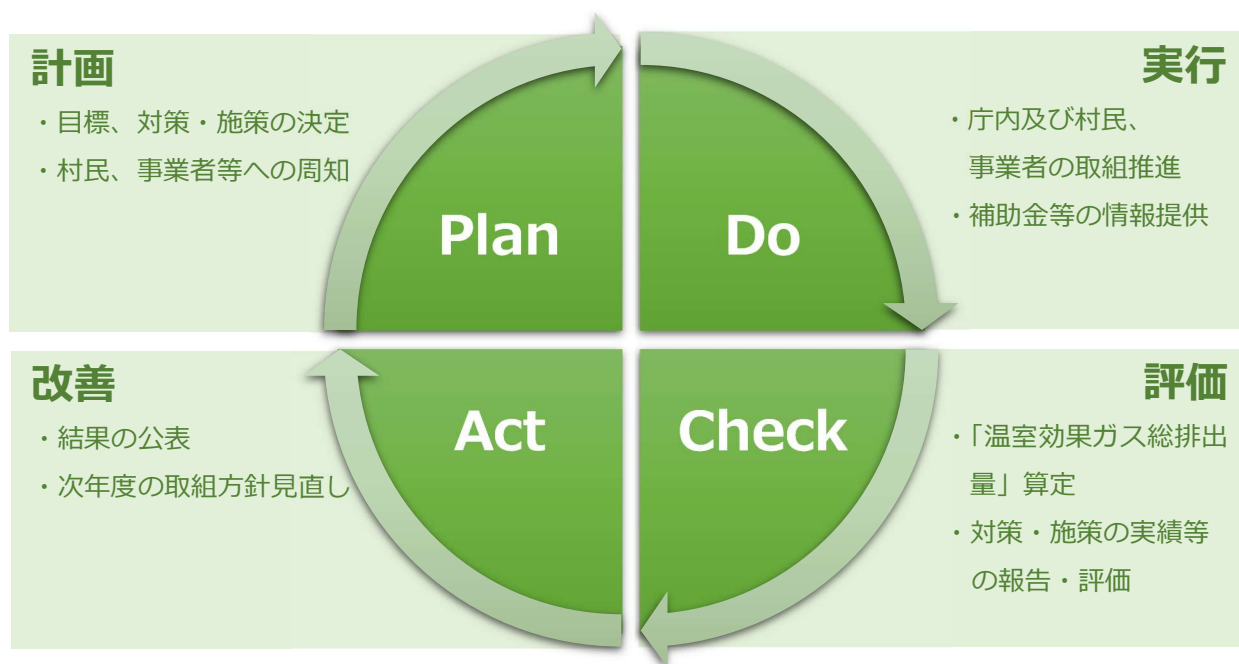
1) 毎年のPDCAサイクル

本計画の進捗状況（温室効果ガス排出量や目標達成に向けた対策・施策の実施状況等）は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理し、温室効果ガス排出量の計算を行って庁内推進本部に報告します。庁内推進本部は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

2) 見直し予定年度のPDCAサイクル

本計画の最終年度（2035年度（令和17年度））には、庁内推進本部において2026年度（令和8年度）から実施してきた取組の実績や温室効果ガスの削減状況を確認・評価し、次期計画の改定作業を行います。

なお、地球温暖化対策に係る法律の改正や上位・関連計画の変更、社会経済情勢の大きな変化等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、改定年度に関わらず、計画の見直しを検討します。



3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、村の広報紙やホームページ等で公表します。

参考資料（用語解説）

地球温暖化対策に関するキーワードの解説集

地球温暖化対策に関する用語を解説しています。区域施策編の策定・実施に当たって分からない用語がある場合は参照してください。ただし、ここでは区域施策編に初めて触れる方のために、分かりやすい言葉に置き換えています。厳密な定義や詳細等については、環境省や関連省庁のウェブサイト、専門書籍等を確認してください。

ア行

▶ エネルギー起源 CO₂

化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される CO₂。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（9割弱）を占めています。一方、「セメントの生産における石灰石の焼成」や、市町村の事務・事業関連では「ごみ中の廃プラスチック類の燃焼」などにより排出される CO₂ は、非エネルギー起源 CO₂ と呼ばれます。

▶ 温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO₂ や CH₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、N₂O に加えてハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

▶ 温室効果ガス総排出量

地球温暖化対策推進法第2条第5項にて、「温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の CO₂ に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量」とされる温室効果ガス総排出量のことです。

▶ オフセット

排出される温室効果ガスの排出をまずできるだけ削減するように努力をした上で、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいいます。

力行

▶活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標のことです。地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められています。

具体的には、燃料の使用に伴う CO₂ の排出量を算定する場合、ガソリン、灯油、都市ガスなどの燃料使用量[L、m³ など]が活動量になります。また、一般廃棄物の焼却に伴う CO₂ の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になります。

▶吸収源

森林等の土地利用において、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が変化し、CO₂ の吸収や排出が発生することを指します。

▶現状趨勢 BAU（Business As Usual）ケース

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。BAU ケースの排出量を推計することで、「将来の見通しを踏まえた計画目標の設定」や「より将来の削減に寄与する部門・分野別の対策・施策の立案」を行うことができます。

サ行

▶再生可能エネルギー

法律¹で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO₂ をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

▶再生可能エネルギーポテンシャル

再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮した上で推計された、再生可能エネルギー資源量のことです。

▶ 自家消費型太陽光発電

民間企業や地方公共団体、家庭等において、敷地内の屋根や駐車場に太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内で消費する方法のことです。

▶省エネルギー診断

省エネルギーの専門家がエネルギー使用設備の状況等を現地調査し、設備の現状を把握するとともに、省エネルギーによるエネルギー消費の削減量等を試算する取組です。

¹ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）

▶政府実行計画

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画のことです。2025年2月に閣議決定された計画では、2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに50%、2035年度までに65%、2040年度までに79%削減することを目標とし、庁舎等における省エネの徹底、太陽光発電の庁舎等への最大限の導入、新築建築物のZEB化、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の優先的な調達、GX製品の率先調達、フロン類の排出抑制等の措置を講ずることとしています。

▶ゼロカーボンドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブのことです。

夕行

▶地球温暖化係数

CO₂を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字のことです。CO₂に比べCH₄は約28倍、N₂Oは約265倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされています。

▶地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。

ナ行

▶日本の約束草案

平成27年7月に2020年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。

▶ネット・ゼロ

CO₂を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指す。

▶ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

▶ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

八行

▶ 排出係数

温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録等で示されている「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を掛けて求めます。

排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令で、定められています。

(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html)

▶ パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

▶ BEMS (Building Energy Management System)

建築物全体での徹底した省エネルギー・省CO₂を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うビルのエネルギー管理システムを指します。

中島村地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

令和8(2026)年3月

中島村住民生活課

〒961-0192 福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西 11 番地の 1

TEL 0248-52-2111 FAX 0248-52-2170